

令和 4 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 4 年 9 月 1 3 日
- ・ 開 会 令和 4 年 9 月 1 3 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 9 月 1 4 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
総務課参事		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
移住・定住支援室長		総務課主査
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
生涯学習課参事		
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和4年9月13日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一 正	教育委員会教育長	関 谷 正 樹
代表監査委員	近 藤 克 郎	農業委員会会長	石 田 正 俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章 夫	福祉課長	宮 田 栄
総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	佐 薙 清 美
会計管理者	阿 部 雅 浩	産業課長	作 田 勝 弥
総務課長	林 敏 美	産業課参事	中 村 直 樹
総務課参事	佐 川 雅 仁	建設課長	高 島 清 和
総務課参事	稲 川 浩 司	建設課参事	山 本 純 生
総務課参事	小 堀 弘 樹	住民福祉課長	山 本 晃
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	総務課主査	安 念 真 人
住民課長	星 加 政 志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅 野 洋 治	生涯学習課参事	砂 金 英 樹
生涯学習課参事	村 山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井 上 透
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平 田 義 和	事務局主幹	田 中 学
------	---------	-------	-------

以上のとおり報告する。

令和4年9月13日

大空町議会議長 原 本 哲 己

諸 般 の 報 告

《令和4年8月17日～令和4年9月13日》

- | | |
|-------|---|
| 8月17日 | 第7回総務厚生常任委員会 |
| | 第6回産業建設文教常任委員会 |
| 19日 | 第8回議会広報常任委員会 |
| 25日 | 令和4年度網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会役員会、定期総会（北見市） |
| 31日 | 第8回総務厚生・第7回産業建設文教合同常任委員会 |
| | 第8回総務厚生常任委員会 |
| | 第7回産業建設文教常任委員会 |
| 9月 1日 | 地方財政についての諸問題に関する勉強会（遠軽町） |
| 7日 | 第5回議会運営委員会 |
| 13日 | 令和4年第3回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和 4 年第 3 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣言

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、1 番、齋藤宏司議員及び 1 番、大泉知功議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、上地史隆議員

- ◇議会運営委員長 皆様改めておはようございます。
議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 9 月 7 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が 6 名、町長から提出されております案件が 15 件であります。このほか、議会提出議案の提出も予定されております。
したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 9 月 13 日に開会し、9 月 14 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。
以上、議会運営委員会審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期決定について

- ◇議 長 日程第 3、会期決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 9 月 14 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 14 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。松川町長

◇町 長 おはようございます。令和4年第3回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

7月2日、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭を挙行いたしました。コロナ過でありますので、3年連続でご遺族、遺族会役員に限定してご案内し、実施したところであります。

7月5日は、交通安全社会を明るくする運動大会を開催いたしました。教育文化会館を会場として開催し、135名の参加をいただき開催したところあります。例年実施しております児童生徒の意見発表については、事前に意見発表動画を撮影させていただき当日、会場にてスクリーンに映し出す手法に変更したところです。

翌日7月6日、札幌市において、市町村長政策研究会に出席いたしました。前大空町長であります山下英二氏と北海道大学名誉教授の宮脇敦氏を講師にお迎えし、山下前町長からは、これからの市町村経営には国などからの交付金や起債発行に頼るだけでなく、企業版ふるさと納税制度の活用など、民間からの資金導入が必要であることのご示唆をいただきました。また、宮脇敦氏からは、地元自治体内に消費を呼び込み、外部に所得を移転、流出させないこと、地域循環の必要性についてご示唆いただいたところあります。

7月8日は、大空町家畜伝染病防疫対策協議会を開催いたしました。町内における家畜伝染病の発生状況などについて説明するとともに、令和4年の事業計画、予算などを決定したところです。

7月11日は、斜網ブロックごみ処理広域化に関する会議が網走市で開催さ

れ、網走市、斜里町、小清水町、美幌町、大空町の1市4町による斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を設立いたしました。

同日、三町農業推進協議会総会が美幌町で開催され、令和3年度決算及び令和4年度事業計画、予算について決定したところであります。また、網走農業改良普及センター美幌支所長より、普及センターの取り組みについてご説明いただいたところであります。

三町農業推進協議会総会終了後、引き続き、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。協議会の管理施設であります古梅ダムの維持管理にかかる令和3年度決算及び令和4年度予算などを決定したところです。

同日、大空町地域包括支援センター運営協議会を開催いたしました。運営状況の説明、令和4年度の活動計画についてお諮りをし、決定いただいたところです。

7月12日、大空町給排水事業経営審議会を開催し、令和3年度簡易水道事業等の決算状況について説明したあと、昭和浄水場に移動し、現地視察を実施いたしました。

同日、ふるさとまつり実行委員会を開催し、中止いたしましたノンキーランドふるさとまつりの代替イベントについて協議いたしました。8月28日の日曜日に、ワクワクまつり in ノンキーランドを実施することとしたところであります。

7月13日、大空町青少年問題協議会を開催いたしました。網走警察署女満別駐在所長より、町内の青少年の状況について報告を受け、青少年を取り巻くさまざまな状況について意見交換いたしました。

7月14日は、札幌市において、北海道てん菜振興自治体連絡協議会総会に出席いたしました。輪作体系維持のため、てん菜の安定生産を目指すべく国内における砂糖の消費拡大に取り組むことを確認したところであります。

同日、北海道市町村長交流セミナーが開催され、出席いたしました。東京大学名誉教授の養老孟司氏の講演では、各地域において食料、エネルギー、水の3つの確保、自給自足を目指していく必要性についてお話しされていきました。

7月16日、千歳市で開催された北海道における自衛隊の体制強化を求める総決起大会2022に出席いたしました。元防衛大臣であります小野寺衆議院議員のご講演と、北海道における自衛隊の体制強化を求める決議を採択したところであります。

7月17日、18日の両日、陸上自衛隊美幌駐屯地創立71周年記念行事に出席いたしました。17日は美幌駐屯地所属の車両による市中パレードが行われ、18日は記念式典が挙行されました。観閲式典、観閲行進、公開訓練を観覧いたしました。

7月20日から21日にかけて、北海道段階と東京におきまして、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会夏季要望に参加いたしました。20日は北海道及び北海道開発局、21日は国土交通省道路局、北海道局、財務省主計局、さらに北海道選出の国会議員に対しまして、本町の関係では、女満別空港から網走間の計画段階の調査促進について要望したところであります。

同じく美幌地方自衛隊協力会要望活動を行い、7月20日は札幌市にあります北部方面総監部、21日は東京都に移動し防衛省陸上幕僚幹部に訪問し、美

幌駐屯地部隊である第6普通科連隊が第6即応機動連隊に組織改編されることに伴い、人的基盤の充実等について要望を行ったところであります。

同じく、オホーツク圏活性化期成会夏季要望として、7月22日、班編成を行い、私は建設経済班として国土交通省に対し、高規格道路整備促進、地方空港の運行路線の平常化とその後の維持拡充について要請を行ったところであります。

2ページをお開き願います。7月25日は、大空町民生委員推薦会を開催いたしました。本年11月末で任期満了を迎える民生委員児童委員と主任児童委員の推薦を行いました。

7月26日は、女満別空港の運営に関する協議会にオンライン形式で参加いたしました。女満別空港の利用状況、北海道エアポートにおける今年度の取り組みについて説明いただいたところです。

7月29日、東京に出張し、全国生涯学習市町村協議会役員会及び総会に出席いたしました。私は当協議会の監査を行う幹事を賜っております。総会では文部科学省の職員が来賓として出席され、所管事業の説明が行われたところであります。

7月31日は、オホーツク大空町観光協会が主催するめまんべつ観光夏まつりの代替えイベント、SUPランドin大空2022を見学してまいりました。SUP、スタンドアップパドルボートは子どもも安全に楽しむことができ、将来の湖畔での体験型観光、アクティビティの一つとなりえるのではないかと、その可能性を感じたところであります。

8月1日、10日と、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。濃厚接触者の待機期間の見直し、4回目のワクチン接種の状況、北海道におけるBA.5対策強化宣言、夏の感染拡大防止パッケージについて情報の共有を図ったところであります。

8月15日は、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙行いたしました。東藻琴地区同様、ご遺族、遺族会役員に限定してご案内し、実施したところであります。

8月28日、ワクワクまつりinノンキーランドを緑とチーズの里ふれあいパークで開催いたしました。感染防止対策を徹底した上で開催し、小学生による長ぐつ飛ばしや小学生と大人の参加による牛乳早飲みなどを実施いたしました。また、大空高校による花や加工品等の販売、フリーマーケットやキッチンカーなどによる物販も行われたところです。

8月30日、網走市で開催されましたオホーツク地域づくり連携会議北網ブロックに出席いたしました。ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた観光と食による地域再生をテーマに関係機関と意見交換したところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 令和4年第3回大空町議会定例会通告に従い、一般質問を行います。

大項目1、研修会館・ゲートボールセンターの建替え・修繕等について。

本年3月に変更された大空町公共施設等総合管理計画において、研修会館は2026年度から2035年度の第2期計画期間中に新築、ゲートボールセンターは第2期計画期間中に廃止と位置づけられています。

現在、研修会館とゲートボールセンターは一体的な施設として指定管理、運営されていることから、指定管理者である大空町青少年育成協会に雇用され両施設の管理人等として働いている方々においても、新築、廃止の計画は将来的なご自身の雇用問題としても心配されているのではないかと思います。

ゲートボールセンターは研修会館と同様、まちなかにあることから、町民にとって利便性の高い施設であるとともに各種スポーツ大会や合宿事業などの会場として多くの方々に幅広く利用されていることから、これからも利用継続できる体育館施設として残す、あるいは総合体育館として新たに整備してほしいとの声も寄せられているところでございます。

町内の多くの公共施設の老朽化が進んでおり、施設によっては廃止検討もやむを得ないと考えますが、研修会館、ゲートボールセンターの今後の方向性について伺います。

(1) として、ゲートボールセンター廃止後の代替施設について、現時点でどのように計画立てるのか。

(2) として、現状のゲートボールセンターは、窓の破損が見られるとともに照明が暗く運動しづらいとのこと。早急な修繕が必要ではないかと思います。

(3) として、現状の研修会館は雨漏りにより和室が使用できない状況が続いております。研修会館の新築までしばらく時間があることから、和室が利用できるよう早急の修繕が必要ではないかと思います。

また、大会議室、その他修繕の必要な箇所はないのか。

以上3点について町長及び教育長に伺います。

続きまして大項目2、異例の物価高騰に対する町の独自支援について。

ロシアのウクライナ侵攻に伴い、原材料費の高騰、記録的な円安の影響による輸入品の高騰などによる異例の物価高は、町民の皆さんの毎日の暮らしに非常に大きな影響を与えています。

また、ほぼ全てのものが値上がりしている中、年内には第2次、3次、4次とさらなる値上げの検討も報道されているところです。町内の商店、企業の皆様もそれぞれの仕入れ先からの値上げに対し、客離れなどにもつながることから商品、製品、サービス等に値上げ分を転嫁することもなかなかできず、非常に非常に厳しい経営状況になっています。

8月19日の北海道新聞の報道を見ますと、道内の様々な自治体が市民の所得や事業者の業種要件を設けず、市民、事業者向けの独自支援に力を入れているとの記事が掲載されていました。今定例会の一般会計補正予算案として子育て特別給付金支給事業、高齢者世帯等生活支援事業、原油価格高騰対策運送事

業者等支援金など一定の方々への支援に取り組んでいただいておりますが、札幌市では物価高は低所得者以外の層にも影響を及ぼすので幅広い層を支援する対策ということで、一般家庭の上水道基本料金の2ヶ月分の減免、苫小牧市では一般家庭に加え事業者も対象に、同じく上水道基本料金2ヶ月分の減免を実施しているところです。

また、これから秋冬と寒さ厳しい季節を迎えようとしていますが、所得に関係なくどの家庭でも使用をする暖房用の灯油も依然として高い価格となっています。限られた町財政ではありますが、異例の物価高騰に対する町の独自支援の考えについて伺います。

(1)として、全世帯、全事業所に対する何カ月かの上水道基本料金の減免措置について。

(2)として、母子、父子家庭、非課税世帯への商品券1万円の特別配布について。

以上2点について町長に伺います。

以上、1回目の一般質問といたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 大泉議員からの研修会館、ゲートボールセンターの立替、修繕等についての一般質問にお答えいたします。

初めに女満別研修会館は、主に文化活動の拠点施設として、また、女満別ゲートボールセンターは、スポーツの拠点施設として町民のコミュニティ形成には欠かせない施設となっております。両施設は渡り廊下でつながっており、スポーツ大会などの大きな事業の際には両施設一体として活用できる利便性が高い施設であります。しかし、女満別研修会館は昭和47年度、女満別ゲートボールセンターは昭和48年度に建設されており、ともに約50年が経過し、経年劣化による老朽化が進んでおります。

1点目のゲートボールセンター廃止後の代替施設の建設についてですが、現時点で体育館新設の計画はございません。現在、女満別地区の体育館はB&G海洋センターのほかに社会教育活動及び地域活動の推進を図るため、学校開放事業として町民に開放している女満別小学校、女満別中学校、さらに昨年3月に北海道から町に移管された旧女満別高等学校、現在の大空高等学校女満別キャンパスの体育館も昨年の9月から新たに学校開放事業の位置づけで町民に開放し、体育館併設の格技場において空手道や剣道の団体が利用しております。

町民のスポーツ活動はこのほか、東藻琴B&G海洋センター及び大空高等学校体育館を含め、両地区の体育館を有効に活用しながら対応していきたいと考えております。

しかし、一方では大規模なスポーツ大会を開催するためには手狭であると感じており、これらに対応する体育館は町単独での新設ではなく近隣市町を含めた広域的な視点で検討する必要があると考えております。

2点目の女満別ゲートボールセンターの窓の破損、照明についてですが、窓の破損については、主に東側の窓が屋根の構造上による積雪に伴い、つららができやすくなっており、窓ガラスが破損することが度々あります。現在は一部

コンパネにより補修していますが、その箇所は現在物置として使用している部屋であり、一般の人が出入りできないようになっているため利用者に支障はないものと考えております。アリーナ側の窓については、破損の都度修理しております。照明については、電球の交換の度足場を組む必要があり経費が掛かることから1球の球切れごとに交換するのではなく、何球かまとめて交換しております。また、電球は利用者の要望から、活動に支障がないよう配慮し電球色と言われるオレンジ色に近い電球を使用していることもあり照度に影響しています。利用者の皆様にはご不便をかけないよう引き続き点検や修繕を行い、安心、安全に努めてまいりたいと思います。

3点目の研修会館の雨漏りについては、和室のほか、大会議室の制御裏、調理室、2階の郷土資料室、教育委員会事務所において、雨量と風向きにより雨漏りが発生する状況となっております。屋根の防水が経年劣化により機能していないことが原因であります。毎年のように最小限の経費で修繕を行いながら対応しておりますが、雨漏りの根本的な改善には至っておりません。特に和室の雨漏りについては押し入れの中を伝わっており、カビも発生し、衛生面においても好ましくないことから、定期利用団体でありますことぶき大学の書道クラブやカラオケクラブ、老人クラブのカラオケ愛好会については、別の会議室、児童室で活動をお願いしている状況であります。

令和3年度に改定された公共施設等総合管理計画の個別施設実施計画の中で、研修会館については2026年から2035年の第2期において新築となっていることから、多額な設備投資は難しい状況にありますが、利用者の皆様にご不便をお掛けしないよう最小限の経費での修繕や代替施設の提案、調整を行ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私からは、大泉議員からの一般質問の2項目めについて、ご答弁させていただきます。

物価高騰に対する町としての取り組みにつきましては、国からの地方創生臨時交付金を活用し、6月の第2回定例会におきましてはプレミアム商品券や住宅リフォーム事業などをお認めいただき、今定例会におきましても各種事業を提案させていただいております。

その取組みの一つとして、水道基本料金の減免に係る町の考えについてご質問いただいておりますけれども、まず、当町の水道事業の経営状況を簡単にご説明させていただきます。毎年の決算では形式上黒字ということになっておりますが、一般会計からの繰入金があることで黒字化ができています。つまり、一般会計からの補填がなければ赤字というような状況になっているところであります。今回の物価の高騰は水道事業においても影響が大きく、施設の老朽化に伴う修繕費の増加と相まって、水道会計は大変厳しい状況になっております。水道料金の減免につきましては、一律に多くの世帯へ支援するという意味では有効な方法であるとは思いますが、一方では経済的に余裕のある世帯に対しても支援することとなります。私といたしましては支援の方策は、経済的に余裕のある世帯もそうでない世帯も一律に支援するという考えではなく、困

っている世帯、町民などに優先した支援が必要であるとそうように考えているところであります。

本定例会においても、補正予算で提案させていただいている子育て世帯生活支援事業や高齢者世帯等生活支援事業、企業に対しては原油価格高騰対策事業など必要な支援を行ってまいりたいと考えており、水道基本料の減免については現在のところ考えておりません。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、母子・父子ひとり親家庭、非課税世帯の商品券の特別配布についてお答えいたします。

生活必需品や食料の値上げが相次ぎ、燃油価格も高止まりが続いていることから、多くの町民の家計にも影響を与えている状況を受け、町としては、非課税世帯1,000世帯を対象に、1世帯あたり1万2,000円分の支援、それとは別に所得制限なしにひとり親世帯を含む子育て中の全世帯540世帯を対象に年度内年齢で18歳までの子ども1人あたり、8,000円分の支援事業をどちらも商品券を支給する事業を実施したく、このたびの定例会で補正予算を提案させていただいております。同時に町内商店への経済循環となることが期待できることから、何とぞご理解とご協力を賜りたいと、そのように存じます。

また、これから段々と気温が下がり灯油の需要期がやってきます。灯油価格の上昇時に実施する福祉灯油事業につきましても、灯油価格が高止まりしている状況にあることから、支援事業の実施に向け、担当課に指示を行っております。今後、改めて議会にご協議申し上げますので、その際にはご指導、ご協力を賜りたくお願いいたします。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 大項目1番の(1)ゲートボールセンター廃止後の代替施設ということで回答いただきました。まちなかにあった施設が離れた場所になることで、遠くなったと不便さを感じられる町民の方もいると思いますけれども、今後、中心地、今のゲートボールセンターの位置に総合体育館等も役割を担う施設の誘致とか建設予定はいかがでございましょうか。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 先ほどの答弁にもありましたが、今現時点で代替施設の新設については計画しておりません。

現在、ゲートボールセンターではバレーボールやミニバスケットボール、ソフトテニス、バドミントンなどの競技が利用しております。その他の施設では女満別B&G海洋センターにおいては小学生が自転車や徒歩で来場し、プールやアリーナを利用、放課後には中学校の部活動も行っております。

また、各学校体育館、女満別小学校、女満別中学校、大空高等学校女満別キャンパスでは、小中学生や高校生が普段学校まで通学している施設であり、学校開放事業でも多くの団体、サークルが活用しております。今後は町内体育館

を有効に活用していくため、利用者や各団体と利用場所の調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 (1) の質問に関しましては、終わります。

(2) ゲートボールセンターの窓の破損、照明が暗く、運動し難いことについてお尋ねいたします。

都度の修繕をしていただけるとのことなのですけれども、その修繕について、今後も使用に支障がないように施設維持に尽力していただけると助かると思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 教育委員会といたしましても、住民の皆様が生涯にわたってあらゆる機会や場所において、さまざまな学習活動が効果的に発揮できるよう学習、教育施設の維持管理を行っていくことが大切だと考えております。今後も十分気をつけながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇教 育 長 (2) 番の質問については終わります。

(3) 研修会館和室の雨漏りで使用できない状況についてお尋ねします。

現在、和室の前を通るだけでカビのにおいがするとお話がきております。和室の前が調理室となっておりますので、その点の原因を取り除くようなこと、例えば畳を取り替えるとか、そういう措置をこれから考えているのでしょうか。お尋ねいたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 今現在の研修会館の和室については、余りにも雨漏りがひどく、使える状況ではないと判断しております。ですから代わりの会議室等を利用していただきながら進めていただきたいと今のところ考えております。

以上です。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、大項目 1 の質問を終わらせていただきます。

続きまして大項目 2 に移らせていただきます。

(1) 全世帯、全事業所等に対する何カ月かの上水道基本料金の免除について、上水道料金の減免措置は考えていないという考えでございましたので、大

項目2番の(2)の質問にさせていただきます。

母子・父子家庭、非課税世帯への商品券1万円の特別配布について、電気ガス等のエネルギーや食品、食料品等の価格高騰に苦しむ生活者、また、事業者の方々に対して地域の実情に応じた支援をお届けするため、地方創生臨時交付金について6,000億円の新たな交付金を設置して価格高騰への支援を進めます。効果的と考えられる推奨事業メニューを地方自治体に提示し、子育て世帯、中小企業そして医療機関への支援、これを強化してまいります。特に家計への影響が大きい低所得世帯向けに電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金、これを創設してプッシュ型の給付を行います。具体的には住民税非課税世帯に対し、当面の電力、ガス料金、食料品価格等の高騰に伴う影響額を考慮して、1世帯あたり5万円を給付し、ご負担を軽減いたしますと政府のほうで住民税非課税世帯に一律5万円給付する方向で計画を立てているようです。住民税非課税世帯の方々も毎日の生活に大変ご苦労されていると思いますが、非課税ではない世帯の方々も同じように毎日生活に大変ご苦労されていますので、町独自の支援をぜひ実現していただきたいと思います。いかがでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 2項目目の再質問の前に、1項目目のゲートボールセンターの今後の考え方について、私からも発言させていただきたいと思います。

私は子どもが2人いて、室内スポーツをやっていたものですから、各市町の立派な総合体育館を見ることがありますし、行ったこともあります。すごく立派で羨ましいなと思うのが率直な感想でございます。しかしながら、本町には体育館及びプールが併設されているB&G海洋センターが2カ所もあります。これらを適宜修繕し、有効に活用すること。そして小学校、中学校、高校の体育館の町民への開放を通じて利用に資することとしていきたいと考えておりますので、教育長の答弁のとおり、現在のところ総合体育館的なものを改めて整備することは考えておりません。ご了解いただきたいと思います。

ゲートボールセンターの照明、研修会館の和室の雨漏り、そういったことも適宜対応していきますが、対応できない場合には今ある既存の施設、女満別地区であれば老人福祉センターの大広間、そういうところでも有効に活用していただきながら町民の皆さんの利用に寄与していただければと、そのように思っております。

物価高騰に対する部分について、再質問の部分、お答えさせていただきます。

国は6,000億円の地方創生臨時交付金を市町村、都道府県に交付するとされております。また、1世帯あたり非課税世帯5万円の臨時給付金の支給、合わせてガソリン等の価格については12月末までの期間、今まで9月末までの補助期間を12月末まで延長するようなことが報告されているところであります。

二つ目の質問にありました全世帯の給付について、どう考えているかということでございますけども、答弁の中で申し上げましたように全てお困りになっていないところまで支給するというのは、私の考えとしては今のところ思っておりません。必要でない世帯と非課税世帯以外で給付を必要だという世帯、ど

ここで線を引くのかということがなかなか難しいように感じているところでございます。

そのため町としては、大泉議員の中ではやはり買いたくてもなかなかプレミアム商品券を買えない世帯もあるというようなお話も聞いております。確かにそうであろうかなと思いますけども、今定例会で省エネ家電の補助であるとか、さまざまなメニューを考えておりますし、また、6,000億円の都道府県、市町村への地方創生臨時交付金の交付がございます。大空町にどれほどの額がくるのかはまだ示されていないところではありますけども、それらの財源も有効に活用しながら、議員の皆様方の意見をちょうだいして真に町民の皆様にとって必要な支援というものを考えていきたいと思っておりますので、その際にはご指導、ご協力いただければと思います。

よろしく願いいたします。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 以上で、質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今回、物価高騰であるとか燃油価格の高騰に対するさまざまな支援については、ほかの議員からも一般質問いただいております。しっかりその部分についてはこれからも、また各担当のほうにも制度設計を促すよう指示してまいりたいと思っておりますので、またご協議いただく場をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

◇議 長 これにて、大泉知功議員の一般質問を終了いたします。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、5 番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 令和4年第3回定例会通告に従い、一般質問をさせていただきます。3項目、質問をさせていただきます。

第1の項目は、地域間連絡交通施策についてです。

まず、大空町の地域交通環境の見直し、点検についてお伺いします。デマンド交通という言葉があります。デマンドという言葉の語源につきまして調べてみました。こうあれば便利、こうあればいいのにな、そういう英語がデマンドというのが意味だそうです。住民サイドの要求に耳を傾け、制度設計を図る地域交通政策と理解されております。

本町では、平成18年以降、高齢者等移動支援事業、地域間バス運行事業、社会福祉協議会の福祉有償運送サービス等の施策が展開されております。平成27年以降、議会の一般質問で女満別東藻琴間の地域交通のあり方、高齢者等移動支援について等、質問項目がありまして、5人の方々の先輩の議員が登壇されて一般質問をしております。このことは町民の方々の関心が高い政策であ

るということを示していると認識しているところでございます。

行政施策の継続性は大変重要ですが、社会環境の変化に伴う町民の要望の変化に対応していく必要があると思います。大空町には大空町の地域特性、公共交通網の環境に応じたこうあれば便利と感じられる大空町版デマンド交通政策を検討し、構築していく必要があると思います。大空町の地域交通環境について町長の現状認識と将来展望について見解を伺います。

第1項目の2として、住民や交通事業関係者、行政担当者との意見交換についてお伺いします。予算の効率的執行と地域振興を結びつけることが継続可能なまちづくりにつながるのではないかと考えております。その一環として、住民や交通事業関係者、行政担当者が意見交換をし、現状の施策内容を確認点検して改善策等を企画する場面設定を検討してはどうかと考えております。町長の見解をお伺いします。

第2の項目は、町内を通過する国道、道道と町道との除雪、排雪連絡体制等についてです。

町道と国道、道道との交差点付近の除雪、排雪についてです。大空町の町道は除雪作業計画基準によつて的確に施業されています。隣接する市町により除雪出動基準の差があるのは、いたし方ない状況であると思います。しかしながら、通行の安全面からは、路面や道路脇の除雪、排雪状況の急激な変化等は不安を感じるものです。国、道、隣接市町との連絡調整が必要と思います。現状の対応と町長の見解を伺います。

第2項目の2として、市街地区の国道、道道の排雪に関する連絡体制についてお伺いします。

町道は道路、歩道ともに除雪、排雪が先行して行われています。国道、道道は広域の観点から大空町のみ先行することはできないのは理解できます。しかしながら、ここ最近、道道の排雪作業が遅いのではないかと実感もしております。国、開発建設部、北海道網走建設管理部等との連絡、情報交流を適時的確に行い、安全確保体制を構築しておく必要があると認識しております。町長の見解を伺います。

第2項目の3は、除雪、排雪業務担当職員の勤務体制についてです。

冬季間の勤務は未明からの勤務や視界不良の中での勤務であり、厳しい業務環境であると拝察しております。担当職員の健康、安全確保、仕事へのやる気、やりがいを維持する勤務条件整備について、町長の見解をお伺いします。

第3の項目は、町内を通る国道、道道の整備促進要望対応についてです。

まず、近隣市町との連携状況について伺います。オホーツク管内開発期成会等での対応が行われていると理解していますが、国道334号については近隣の市、町との連絡調整をどのように対応しておられるのでしょうか。大空町を通過する箇所改良等について、大空町独自の要望はどのような観点からされているのでしょうか。また、その反映状況はどうなっているのでしょうか。状況をお知らせいただければと思います。

第3の項目の2として、国道334号東藻琴千草開陽地区通過路線の改良工事と町道の連絡についてお伺いします。

開陽地区のパナクシュベツ川に架かる函渠設置工事が網走開発建設部において進められております。危険カーブ解消の国道改良工事の一環と思われます。

国道３３４号は大空町にとっては農畜産物の輸送路線であるとともに、女満別空港と世界自然遺産知床や屈斜路、摩周、阿寒方面の観光地を結ぶ路線でもあります。道路の安全対策の充実は地域の発展につながります。改良工事が着手された箇所はカーブがきつい地点で、改良工事の完成を期待しているところです。町としても順調に工事が進められるよう連携、協力しておられると思いますが、国道改良工事に伴い、町道と国道との接続、交差点の位置等についての安全対策に関する協議はどのように進められておられるのでしょうか。また、町としてどのような姿勢で対応されているのかお伺いします。

以上、大項目３点の１回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

まず地域公共交通のあり方については、これまで町民アンケートや高齢者医療施設利用者への聞き取りなど行い、町内を循環するコミュニティバスやデマンド型交通の必要性、または可能性などにつきまして、さまざまな観点から検討重ねて取り組んできております。具体的には平成２０年４月からスクールバス線への一般町民の混乗開始し、地域間バスとして東藻琴、女満別両地域間における移動の利便性を図っておりますが、１日約１人程度の利用者しかいないという状況でございます。令和元年７月から令和２年１月まで、２往復増便し４往復とした地域間バス試験運行では、重要なニーズとして想定していた東藻琴地区から女満別地区への買い物や病院受診などのために生活に欠かせない用途としては利用がなされておりました。

高齢者や障害のある方に対しましては、福祉タクシー券の交付を初め、平成２８年度からは外出機会の創出、生きがづくり、買い物支援のため外出支援タクシー券交付も行っております。このほか、通院のために民間の医療機関による独自のバス運行なども行われている状況です。

みずから移動手段を持たない学生や高齢者などにおいて利用されている路線バスにつきましては、令和元年１０月に網走美幌間を運行しておりました美幌線が廃止となりましたが、女満別空港線、網走東藻琴線に関しましては、通勤、通学や買い物、通院など日常生活において欠かすことのできない重要な移動手段の一つとなっており、沿線自治体であります網走市、さらには国、北海道との協調補助によりバス事業者に対しても必要な支援を行っているところです。

効率的で持続可能な交通ネットワーク構築の必要性を感じているところで、人々が活発に移動できる環境は地域づくりに欠かせないものであります。地域の元気を創造していくためにも、引き続きさまざまな支援と対策を講じ、多種多様なニーズに的確に対応し、公共交通の利用促進、高齢者等の移動困難者の交通手段確保について、デマンド交通等を実施している先進地の視察を行うなど、効果的な手法を調査研究していきたいと考えております。

次に、住民や交通事業関係者、行政担当者との意見交換についてであります。

令和２年、地域公共交通活性化再生法により、地域公共交通計画の策定が市町村の努力義務となりました。地域公共交通計画とは、地域にとって望ましい

移送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものとされています。地域公共交通計画につきましては、現段階で町単独で策定する予定はございませんが、令和3年度、令和4年度におきまして、北海道が主体となり、オホーツク管内全市町村及び隣接する名寄市、下川町、陸別町を加えた21市町村と広域の地域公共交通計画を策定中であり、オホーツク地域等公共交通活性化協議会が設置され、産学官での共同作業を進めながら地域全体で公共交通の確保に向けた取り組みを進めている状況です。

町内における公共交通のあり方に関する意見交換の場は現在設けられておりませんが、今後、将来に向けて必要であるとなった際には改めて検討したい、そのように考えているところであります。

次に、町道と国道、道道との交差点付近の除雪、排雪についてであります。

大空町の除雪は、大空町除雪計画に基づき実施しております。新雪除雪、この新雪というのは雪の降り始めという意味でとらえていただければと思います。新雪除雪は降雪量10cm以上もしくは10cmを超える恐れがある場合に出動しますが、このほか風による吹き込み除雪、圧雪処理のための路面整正、道路幅員や堆積スペースを確保するための拡幅除雪など、複数の要因により除雪を行っております。本町では排雪基準は設けておりませんが、時期、降雪を考慮し年1回は必ず排雪を実施しております。

国や北海道では、車道端部の雪の高さや車道幅員の確保状況を排雪の判断基準としております。均一な除雪水準ということではどうしても除雪を行う車種により雪の飛びや路面の仕上がりに差が生じてしまいます。

また、路線の着手時間は、除雪拠点と路線の位置関係により決定されます。網走川湯線を利用し、地域間を行き来することを想定いたしますと、北海道、網走市、大空町が除雪を実施することとなり、それぞれ除雪の着手時間や除雪車両の違いから、路面状況が不均一となってしまう状況にあります。

各道路管理者との連絡調整では、網走地区道路交通管理協議会を設立し、道路管理者に加え、警察署や消防組合を構成員として降雪前に会議を開催しているところでございます。協議会の重要な事務といたしましては、道路維持管理及び冬期路面管理に関することとなっており、この会議では、各道路管理者が策定しております除雪計画を持ち寄り、除雪担当窓口、受託事業者の連絡先などを共有し、緊急対応に備えているところであります。除雪に関わります国や北海道との連絡調整につきましては、この協議会での意見交換に加え、町の排雪に合わせ、国や北海道へ要望を行っておりますが、排雪基準に達しないことから全面的な排雪は未実施となっていたところであります。今後におきましては、個別箇所の対応も加え要望するよう建設課に指示いたしますが、私からも国や北海道に対し要望してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、除雪、排雪担当員の関係でございますが、両地区に会計年度任用職員を年間雇用で8名採用しております。このほか、冬季間は農業者を中心に26名程度雇用しております。年間雇用の職員は任期を1年とする雇用契約となっておりますが、昇給や有給休暇の付与など、従来の臨時職員と比べますとかなり改善されているものと認識しております。給与面では業務の特殊性から給与号俸は他の会計年度任用職員と区別して設定しております。待遇面では地方公務

員共済組合や職員退職手当組合への加入など、一般職員と同程度の勤務条件となっております。

また、冬季間の職員につきましては、毎月10日間の勤務を最低保障し、所得の安定を図るなど勤務条件の整備を行っているところであります。

最後に、国道、道道の整備促進要望における隣接町との連携状況でございますが、国道334号につきましては美幌町から斜里町までの区間であり、大空町にとっては農畜産物の流通や観光ルートとして欠かせない重要な路線でありますことから、国道334号道路整備促進地域連絡会議を立ち上げ、斜網地域が一体となり道路整備の促進に向け要請活動を行っております。構成員は網走市、斜里町、清里町、小清水町、美幌町、津別町、大空町の1市6町で、危険箇所、要望箇所を持ち寄り、優先順位を決定し、北海道開発局長に町の各首長が直接要請を行っております。その結果、大空区域では現在開陽地区が着手しております。

また、過去の事業では東藻琴市街地になりますが、町道とセブンイレブン交差点部の改良による渋滞の解消、明生地区では中央分離帯の設置工事による安全対策が行われているところであります。

国道改良工事と町道との協議についてであります。現在進められている国道334号改良工事は、危険箇所である急カーブを解消するものであり、現道が北側にシフトすることとなりました。国道として不要となる現道区間は、明日予定しております議案第66号、町道路線の認定廃止及び変更で提案を予定しているところであります。

国と協議を要する大きな内容といたしましては、新国道と町道との立体交差、旧国道の認定の有無、新国道と町道交差点の形状と管理区域などが挙げられます。それぞれの事業の進捗に併せた協議を進めてまいります。今後につきましては、渋滞の緩和や防雪対策が必要であると考えております。千草や新富地区の登坂車線整備、新富、明生間の防雪対策などの新規採択要望を行ってまいりたい、そのように考えているところであります。

以上、鈴木議員への答弁とさせていただきます。

◇議長 鈴木秀之議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。
再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時13分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、鈴木秀之議員の一般質問を続けます。
5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 それでは、これからは一問一答での質疑をお願いいたします。
まず、地域間の連絡交通政策について、ご答弁いただきました。
各事業の実施状況等につきまして、町長からも地域間バスの利用状況の実績

等も触れていただきました。

地域間バス等につきましては、スクールバスの混乗という手法を取りながら、有効な予算の執行ということで対応されていると理解しているところでございます。一日平均4便往復で2回やっていますので4便の利用状況を私のほうにも資料いただきまして見たところ一日平均0.4人とか多くても0.5人ぐらいという状況で、利用は少ないのですが利用がされている状況で、これは予算の有効な執行の一つと思っているところでございます。

ただ、東藻琴地区から美幌北見方面の病院に行くということで考えますと、網走は東藻琴地区から網走駅までのバスが公共交通としてあります。あと、この地域間バスを利用していくという手段があります。朝一便で行きますと東藻琴総合支所を出て女満別駅まで1時間10分かかるという状況になっております。それからJR女満別駅から北見まで行くといいたしましたら、また50分程度かかりまして北見までの移動時間は2時間28分ぐらいになるというような、時間表を見ただけでございしますが、そういう状況になっているところです。なかなか病院まで行くまでに疲れてしまうというような声も聞いたことがございます。

そういう中で、各事業の実施状況とか実績等を分析し、各担当者間で認識を共有する必要があると思っております。というのはこの地域間バスにつきましては地域振興課企画サイドでございします。それから高齢者等移動支援事業につきましては福祉課サイド、福祉有償運送サービス関係につきましては福祉課が窓口ですが社会福祉協議会等5団体が事業展開して実施されている。

この地域連絡交通については、各担当間で色々な事業を組み合わせているという、網の目をこう均等に組んでいるというふうに理解してございしますが、やはり各担当間で年に1回程度は大空町の交通環境の整備と実績はどうなっているのかと情報を共有しておく必要があると認識しているところでございます。その件につきまして、町長の見解を伺います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに女満別地区から美幌、そして北見方面の医療等で掛かる場合には時間がかかるということは承知しているところですが、そこにうまく接続するような時間帯を地域間バスで設けさせていただいているところもご理解いただければと思っております。過去、外出支援タクシーにつきましては町内のみに限定しておりましたが、現在は町外への利用も認めているところでありますし、また医療にあたっては社会福祉協議会が事業主体であります有償福祉運送もご活用いただけるのではないかと考えております。

ただ、議員からお話のあったように、実際の実態を各役場内の関係課で状況を共有できているかというところ、なかなかそういったところにはまだ至っていないというところもございしますので、実際に東藻琴地区から美幌、北見に通院で通われている利用状況だとか、そういったことも含めて、役場の地域間バス担当、福祉バス担当また社協等入っていただいて情報共有しながら、こういった形がより良い地域公共交通の体系になるのかということの研究して行くことも

大切なのかなと思っておりますので、いただいた意見をもとに内部で検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 続きまして、第 1 項目の 2 番目でございます。

住民や交通事業関係者、行政担当者との意見交換について、ご質問をさせていただきます。

地域公共交通計画を広域で検討されていくという状況でございますが、私といたしましては、大空町は大空町なりの地域特性があるので、大空町版の交通政策を構築されてはいかがかなと思っているところでございますが、国土交通省とかの補助等有効に活用するうえではこういうことも必要ではないかなとも思うところでございます。

交通関係事業者が行政担当者との意見交換についてという質問の内容でございますが、先ほど町長の答弁の中にもございました福祉タクシー券、外出支援タクシー券の政策がうたわれているところでございます。実施状況の資料等を見させていただきますと、福祉タクシー券と外出支援タクシー券の利用率でいきますと利用率は福祉タクシー券の方が 47% から 50% ぐらいの利用率になっているところですが、外出支援タクシー券の利用率は 23% から 28% ぐらいとなっている。利用率の関係は低いわけでございますが、ただ、当初予算に対する執行額は令和元年度のほうは当初予算のほうを上回っている。残額がちょっと出ているぐらいですが、他外出支援タクシー券は執行額のほうが当初予算より多いくらい有効に活用されているという状況も見てとれるわけでございます。

そういう中で、民間のタクシー事業者の方のご意見を伺いますと、外出支援タクシー券と福祉タクシー券の使い方について、利用者の方がなかなか理解できない中でも上手く事業者の方が、これはこうやって使ったらいいですよ、と助言しながら活用されているという状況を伺ったことがございます。ですから私は民間事業者からの提案や発想の転換を促す、要望をくみ取ることが、新たな地域交通政策を立案させていく上では大変参考になるのではないかと思います。

現場の声を大切するという観点から、民間事業者からの提案を聞く場面を設定、検討してはどうかと考えているところでございますが、町長の見解を伺いたいと思います。

◇議長 長 松川町長。

◇町長 福祉タクシー券、外出支援タクシー券、それぞれ交付をしている状況でございますけども、いつ行ったかというところは記憶が定かではないのですが、福祉タクシー券と外出支援タクシー券の交付、やはり福祉タクシー券のほうの利用が多いということもあって、スタートから何年か後に方式を少し変更して福祉タクシー券の交付を少し多くするような、そういった変更だとかも適宜行ってきたところでございます。

そういった中で、福祉タクシー券と外出支援タクシー券でそれぞれの事業を行う際、さらには変更を行う際にも各両地区にありますタクシー、ハイヤー事業者、そういったところのご意見を聞かさせていただいたのではないかと、そのように思っておりますので、これらの有効な活用のためには、そういった集めた場が必要かどうかということまでは分からないのですが、意見を聞くということは大変有意義であると思いますので、両地区の福祉ハイヤー事業者、あるいは各それぞれ社会福祉協議会が担当しております有償福祉運送、そういったところとも色々意見を聞きながら、町の交通を必要とされている方々の意見を拾い上げて、それを施策に反映していくということを適宜行っていく必要があると思いますので、今後もそういったハイヤー業者等の意見も聞きながら、皆さんに有効に使っていただくことが大切であると思いますので、そういった形で取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 福祉タクシー券、外出支援タクシー券等につきまして、ご答弁をいただいたところでございますが、先輩議員の過去の質問の中で、高齢ドライバーの運転免許証の返納とか、そういう関係の奨励施策等の結びつけもどうかというような提案も過去あった状況でございます。そういういろんな場面からの想定も含めて、民間事業者の方の発想、民間事業者の育成の観点、利用者の利便性の確保という面から、各担当間の意思疎通及び利用者、業者の方からの意見聴取ということについて、政策の立案に向けて事業の検討をいただければと考えているところでございます。

今、9月というこの定例会に質問をさせていただいた関係につきましては、外出支援タクシー券とか福祉タクシー券をより利用しやすいための施策をぜひ検討いただければという想いと、新年度、松川新町長の独自政策の展開とかそういう計画立案の時期を迎えて予算編成になるのではないかと考えておりますので、そういうようなことも含めまして、利用しやすい、こうあれば便利だな、こうなればいいなというような施策に結びつく交通政策として、内部検討いただければということでございます。町長のご見解を伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 町内の地域公共交通においては、色々な地域間連絡バス、あるいは先ほども議員からありましたデマンド交通、そういったこともできれば良いのですが、なかなかそれが恐らく利用の実態に繋がっていないということで、福祉タクシー券、外出支援タクシー券、そういった事業で行ってきたのだと私はそのように認識しております。

それらの事業も今あるものが完全ではなく、以前そこを見直したように今後も必要に応じて、町民にどう制度設計すると利用いただけるのかという観点を常に持ちながら取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 大項目の2のほうに移りたいと思います。

町内を通過する国道、道道と町道との除雪、排雪関係でございます。

降雪シーズン前に打合せ会議を持たれているということでご答弁をいただきました。降雪シーズン前の打合せ会議から、降雪後の連絡調整を十分図っていただいて、ここの除雪がよくて、ここの除雪が悪いとか、そういう境目、そこらへんにつきまして調整を是非していただければ交通安全の確保につながるところでございまして、ということで（1）の関係につきましてのご答弁の内容で、私のほうとしては追加の質問はありません。

第2項目の2の市街地区の国道、道道の除排雪の連絡体制につきまして、お伺いしたいと思います。

市街地区の道道の歩道の除雪は、大空町が請負で対応していると承知しております。歩道を除雪した際の雪は車道と歩道の間に堆積され、当然歩道の道幅は狭くなる状況でございまして。

道道の排雪基準というのは北海道であるため、排雪作業は北海道で判断となっております。ただ、通学路や横断歩道、道道や国道との交差点付近の安全確保のためには、改善策を検討する必要があると認識しております。

北海道、網走建設管理部との連絡を密にして、要請を強化していただくというご答弁もいただいているところでございます。しかしながら、積雪が多く緊急性を要するというような場合、北海道の対応は応えてもらえないことを想定した場合、住民の安全確保の関係から必要最小限、町で交差点とかそういう部分につきまして、必要最小限の排雪等しなければならない場面も起きるのではないかと、そこら辺の対応につきまして、除雪担当の現場はこういう細かいところまではなかなか難しい状況もあるように拝察するところでございますが、町道は大変除雪も排雪も進んでいる。道道、国道のほうはどうなっているのだということで同じ道路ではないかというような意見も聞くところでございます。これの対応につきまして、町長の見解を伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず除雪、排雪体制でございます。

国道や道道、町道それぞれの除雪の仕方が違って、どこの除雪が行き届いていないだとか色々あろうかと思います。同じようなレベルで除雪をしてくださいということをお伝えしてもなかなか実現するということは難しいという認識をしておりますが、これについては引き続き、国、道そして隣接する市、町そういったところとも協力、協議しながら進めていければと思っております。

市街地部分の排雪でございまして、特に東藻琴地区は国道と道道が交差しているところが中心というか、大きな人通りの多いところということになっております。基本、国は国道、北海道は道道、町は町道、そういったところをきちんと管理するという役割と責任があるものだと思います。その国や北海道の責任を町が請け負うという考えを私は今のところ持っておりません。そこをきちっと国や道にしっかり管理していただくということを強く訴えていく、

要請してまいりたい。それは国、道だけではなく、例えば国道であれば国会議員、あるいは道道であれば道議会議員、いろんな意見交換の場でその責任はちゃんと果たしてくださいということを訴えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 この関係につきましては、私も町長と同様の意見を持っているつもりでございます。道道、国道、町道それぞれの管理者がしっかりやらなければならないのはもうそのとおりでございます。しっかり各管理者が責任を持っていただく。ただ、交差点のところの位置づけの中で、交通安全上とかそういうことで、どうしてもここはおかしいよといったときの連絡体制、シーズン中であればどこにどのような意見を伝えていくのか、ここら辺も含めて管理責任はそれぞれで持っているのだけでも現状はこういう状況になっているよ、それをどう改善したらいいのか。そういう連絡体制につきまして、建設課の窓口がそういう住民からの要望を受けて、それを網走の道の管理、それから開発建設部のほうに伝える。そういう連絡網につきまして、現状としてどうなっているのか、この辺も含めてご答弁をいただければと思います。

◇議長 松川町長。

◇町長 その連絡体制につきましては、先ほども申しました網走地区道路交通管理協議会という中できちんと除雪の国、道だとかの窓口あるいは受託事業者の連絡先なども確認しておりますので、そういったところできちんと対応させていただいていると、そのように認識しております。

◇議長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 続きまして、除雪、排雪業務の担当職員の方々の勤務体制についてということで、会計年度職員の方々で対応していただいているという状況を伺っているところでございます。

特に給与関係の面では会計年度職員の改正になって、令和元年からの大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて対応されているということで、待遇としては大変良くなってきていると私も認識をしているところです。あと、万が一の公務災害の場合は、地方公務員災害補償法に基づく関係と、現業部門につきましては労働者災害補償保険法の適用となろうかと思いますが、こういうことにもきちんと対応されていると認識しているところでございます。

この中で職員の安全な勤務をするための通勤、除雪のために吹雪の中を出勤するということもありますので、安全確保、それから早朝からの勤務で長時間労働によって疲労が蓄積するとか、そういうことのないように現場ではきちんと管理されていると思いますが、これの徹底をお願いしたいというのがまず一点。

広報大空の平成26年2月号の特集で、出動せよ大空除雪隊という除雪に対応している職員の方々がこんな活動しているのですよという紹介をしている記事でございます。私は、すごい、こんなに頑張ってもらっているのだと感じたわけでございますが、こういう私どもの生活のライフラインを担っていただいているそういう方々の状況、これは平成26年でございますが、こういう特集ぜひ何年かに一度でもいいので町民の皆さんに紹介していただくことが、職員のやりがいとかにつながるのではないかと感じているところでございますので、これにつきまして町長の見解をいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 除雪を行っていただく職員については、確かに吹雪の中、事業所まで行って、そして時間になったら除雪車両を動かす。そういった吹雪の中を行くという大変に危険なことも伴います。

また、早朝から除雪作業をされるということで、そういった部分についてはきちんと時間の管理等図りながら、職員の健康にも配慮しながら行っていると思っておりますし、また、引き続きこれから冬季の除雪期間なって参りますので、そういったところを心がけながら作業にあたっていただくようにしていきたいと思っております。

また、除雪に関する特集記事でございましたが、私も平成26年度のことなので、そんな記事があったのかと思いますけれども、議員言われるようにそういうことが記事として1面にくるとというのは、働く方々にとって、すごくやりがいもあり、誇りを持てることに繋がりになっていくのかなと思いますので、いつの特集に入れられるかというところは紙面の関係だとかであれですが、そういったことの取り組みもこれから行っていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。第3の項目につきましては、ご答弁いただきました内容で私の再質問ということにつきましては、ないわけでございますが、今回、3つの項目、共通しているものにつきましては、町民の声に耳を傾けることが必要ではないかと、町が持っている情報をわかりやすく町民の方々に伝え、理解と協力を得ていくことが必要という観点で質問をさせていただきました。

松川町長が就任されて間もなく半年、10月以降は新年度予算編成に向けた協議も開始されます。松川町長の新鮮な感覚による、町政執行方針に基づく、若さと情熱と思いやりの心が伝わり、活力みなぎる町政運営が進むことを期待して質問を結びたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員から3点の質問をいただきました。

地域間交通については、なかなかどうすることが1番町民に利用いただき、町民の皆さんに利用いただけるのが大変難しく思っているところでございます。町の人口はどんどん高齢化して、高齢者の数は増えていっているのですが、地域公共交通機関を利用される方は増えていないというような中で、大空町としてどういう取り組みが必要なのかについては、常に考えを持って研究していきたいとそのように考えております。

また、国や道道の整備につきましては、国も北海道も財政が厳しく、要望したとおりの事業を行っていただけていない状況にあります。だからといって要望しないということではなく、粘り強く要望しながら、少しずつでも整備いただけるようにこれからも取り組んでまいりたいとそのように思っております。

また、これから冬季間になります。しっかりと除雪体制、そして適宜の排雪、そういったことも町としてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、また今後ともご指導とご協力いただければと思います。

◇議 長 これにて、鈴木秀之議員の一般質問を終わります。

日程第5、一般質問を続けます。

次に6番、岩原繁議員の一般質問を許します。

◇岩原議員 令和4年度第3回定例会通告させていただいておりますこのことについて、ご質問をさせていただきます。

4月の選挙期間中に町民の方々から、色々ご意見を伺いました。議員となって早5カ月を迎え、その責務の重さを実感しているところでございます。このたびは期間中にいただいた中から3項目について、ご質問させていただきます。

大きな第1項目は、職場環境についてでございます。

私も実感しておりますけれども、明るく活気のある町にしていくためには、まずは役場の中から職員1人1人が元気で明るく、活発でなければなりません。そう感じております。議員となり町民の声を議会に届ける。そういう役目から大変耳の痛いお話かと思いますが、そのまま町民の方の意見をお伝えさせていただきます。

まずは、役場庁舎の中、ちょっと明るさや笑顔が足りないのではないかといいことでございます。併せてやはり挨拶ができない職員がいるのだと。知り合いで顔も知っているのに、たまたま合わなかったのか、こんにちはこの挨拶もかわされていないというようなことでございました。これらのことも含めると、私の言ったこと、あるいは町民の言った声が届いているのかしらというような部分、それからその働く場所、職場環境が悪いのではないかとといった部分がありました。そうすると今の職員さん方の接遇の職員研修とか人材育成がどのようにされているのかという声をいただいております。

私は、この職務の指摘というのは今現在、ほとんど職員の方はパソコンに向かって仕事をこなしております。もしかしたら本当に忙しいときに、たまたま来客に気がつかなかったということかもしれません。職員の皆様は日ごろから大空町の自治体の職員として、町民のために職務に携わっているという認識は十分に備えていると思っております。

いつの時代でもこのような指摘は言われ続けているのでございますけれども、町長の見解についてお伺いをいたします。

第1項目の2つ目としまして、役場を訪れても、この相談事はどこのグループに行っているのか、だれが担当なのかが分かりづらいという声もあります。

また、これはある事例だと思うのですが、相談に行ったのですが、たまたま担当者が休みとittedただけで解決しないで戻ってきたということでございました。

グループ制の前の係制というのは、責任の所在が明確になっていて、職務の一環性を保ちやすかった良い面もあったと思います。しかし係制は、組織が縦割りになっているために職務の班間の調整が取れないなどの欠点も指摘されていきました。グループ制にすることで係の枠を取り去り、職務をグループ内で行うことで効率を上げるためと理解いたしますが、このグループ制を導入してはや18年20年経つのでしょうか、ちょっと記憶していませんが、メリット、デメリットを現段階においてどのように町長として評価されているのかをお伺いしたいと思います。

次に、大枠の第2項目目は、中心市街地についてお伺いいたします。

どこの町でも中心市街地というのは町の顔であり、そこには地域コミュニティの役割、生活の利便性が備わったところがあると考えます。この観点から、特に大空町女満別地区の中心地はどこに位置づけられているのかをお伺いしたいと思います。

第2項目の2といたしまして、約20年前の平成15年3月に旧女満別町と商工会がそれぞれ策定した中心市街地の活性化基本計画。この作成の目的というのは、中心市街地は元気でなければならないとあります。商業面の活力のみならず、生活の基本、言い換えれば住む、働く、楽しむ、集う場として町民に親しまれ、元気に活動するコミュニケーション拠点であるべき必要があるとまとめられております。まさに行政のまちづくりと、商工会で言っている商店街づくりの軌を一にするものでありまして、決して別々なものではないという、お互いが強い自覚が必要だと思いますので、町長のまちづくりに対する見解についてお伺いいたします。

第2項目の3といたしまして、活気と潤いのあるまちづくりについて伺います。

旧女満別商工会では、もう随分前になりますが、過去に地域相互の活性化対策事業、地域小売業活性化推進事業、さらには中心地市街地のまちづくり構想など、消費者の町外流失や消費者ニーズなどを調査し、町内で買い物してもらえようような商店、まちづくりのためにスタンプ事業を始め、そして今のカード事業と繋がっています。このような多くの時間をかけ、協議を重ねてまいりました。なかなか当時は、後継者問題や移転関係の問題など、難題に対処できなかったこともありまして、実際には実現できなかったという結果があります。

さて、現在は道道空港線整備により、沿線に大型量販店が進出するようになりまして、消費者の買い物の利便性は高くなり、若者の住み良い町になってきたなと感じ入るものもあります。

しかしその間、銀行や幼稚園など、中心市街地から郊外に移転する施設もあり、空洞化が進んでいることは否めません。

学校や集会施設などを中心に発展してきたことを振り返ると活気と、潤いのあるまちづくりを進めるには、中心市街地に核となる施設が必要ではないかと考えますが、町長の見解について伺いたします。

次に、第3項目の1でございます。1といたしまして歩道の整備、改修の大題目です。

一番としましては、お年寄りの方々から、歩いて買い物に行くにも歩道がでこぼこで歩きづらい、運転免許を返納したため電動車いすを利用するにも転倒のおそれがある箇所があると声があります。

私も町内住宅地や団地等歩いてみましたけれども、住宅敷地と歩道敷地が明確でなく、歩道施設があっても歩道が整備されていないなどの実態が確認されました。特に西通り商店街の歩道は、ひび割れやでこぼこが目立ちます。

電動車いすは、道交法の規定によって歩行者の扱いを受けるために、歩道や路側帯など、道路上で走行できる場所が決められているので、なおさら歩道の整備が必要と思います。

歩道について調べてみますと、歩道の設置にあたっては、道路構造令規定に基づき、地形や当該道路の歩行者等の交通の状況を考慮し、かつ、対象とする道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況等の地域特性を十分に考慮し、歩道の設置の要否や幅員等の構造を決定するものとするということで認識しております。要するに道路の歩道の部分の形式です。歩道の形式は、高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって、安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車いす使用者の円滑な通行等に十分配慮したものでなければならない。このため、歩車道を縁石によって分離する場合の歩道の形式は、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造とすることを基本とするというように書いてございます。また、西通りは道道であるため、まず、どこに相談したらいいのかという声や、町は北海道とはどのような協議をされているのか。また、改修計画の何らかの対応予定があるのかをお伺いします。

第3項目の2といたしまして、散歩や買い物に行くにも、歩道にベンチがありません。お年寄りは長い距離を歩くのが大変です。道道の空港線のベンチは道路側ですので、大型車両が通行すると引き込まれるような感覚になります。もう少し歩道側に下げて、再設置はできないものではないでしょうか。

近年、高齢化の進展等により要介護者が増加するとともに、長期連続的な歩行が困難になる症状を持つ人も多く見受けられるようになったと聞いております。

また、歩行や移動に障害がある人、妊婦や子ども抱えた人など、長時間連続して歩くことが困難な人もいます。

外出中に一休みできる場が色々な所にあることで、多くの人々が安心して町を移動することができます。歩く事や移動することは、健康に寄与することとなります。ほかにも座って風景を眺め、友人と語らうなど一休みの場が町の憩いの場となり、まちなかのベンチ等の設置が促進され、快適に環境が整うことでより多くの人々が自由にさまざまな活動に参画できる地域社会の実現に繋がると思いますので、町長の見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 岩原繁議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後１時とします。

(休憩 午前１１時５９分)

(再開 午後０１時００分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
暑い方は上着を脱いでも結構です。
日程第５、岩原繁議員の一般質問を続けます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原委員の一般質問に対して、お答えいたします。

まず、職場環境につきまして、まちづくりや行政サービスの提供にあたりましては、町民皆様のご理解とご協力をいただく必要がございます。そのためにも職員は業務に精通することはもとより、町民皆様との信頼関係を深めることが重要となります。

挨拶や笑顔は、コミュニケーションの基本です。安心感や話しやすさといった事にも繋がり、スムーズな応対、良好な関係を築くためには必要不可欠であります。

職員に関しましては、接遇研修を行うほか、いらっしゃいませの声かけ運動の一環として朝礼に取り入れるなどをしております。しかしながら、ご指摘にありますとおり、お客様の立場に立ち、寄り添った接客、明るい対応といった点など、まだ十分な状況には至っていないものと真摯に受けとめているところでございます。

行政サービスの質的向上が求められる中、挨拶を初め、親切丁寧な応対、身だしなみや適切な言葉づかいなどが求められ、さらなる接遇力の向上が必要と考えております。皆様からの信頼を得て、満足度を高めるため、職場環境や雰囲気づくりに鋭意取り組んでまいります。

次に、グループ制導入のメリット、デメリットについてであります。

平成２２年７月に機構改革を行い、大課制、グループ制を導入いたしました。行政改革大綱や定員適正化計画などを踏まえ、多様化する行政需要に的確に対応し、効果的かつ効率的な行政運営を図ることを目指し、導入いたしました。

それまでの係制では、業務の分担が明確であり専門性を高めやすい反面、セクト主義に陥りやすいといった課題がございました。

係制を廃止したことにより、職員間の横の連携を強化し、横断的に柔軟な対応可能としたことなどが大課制のメリットとしてあげられております。一方では、グループ内での情報共有が欠かせず、業務が広範囲に及ぶため、幅広い知識が必要になるといった相反するものがございます。業務量に応じて担当外の職員が他の業務を補完し、その時々で最も適した体制を臨機応変にとることができるため、限られた人材を有効に活用して成果を得られるなど、評価してい

るところであります。一方で、責任や主体性が希薄することがないよう、また事業の円滑な執行にあたりまして進捗管理を徹底することが必要不可欠となり、一層の連携と管理が求められているところでございます。

担当がどこなのか分かりづらいというご指摘につきましては、来庁される方へ職員から積極的にお声かけをさせていただくといった配慮や気づかいが最も大切になるところであり、指導を徹底してまいりたいとそうように考えております。

現在、役場庁舎の大規模な改修に取りかかったところでもあり、案内表示につきましても工夫してまいりたいと考えております。先ほどの接遇と関連する部分も多くございますが、適切な行政サービスの実践と職員一人一人の意識改革に努めてまいります。

次に、中心市街地についてであります。

女満別地区の中心地はどこかということですが、町の中心的をどうとらえるかという定義的なものはないと、そのように認識しております。しかしながら、女満別地区の商業の中心はどこかということであれば、私は西通り商店街であると、そのように認識しているところであります。

次に、まちづくりに対する見解についてであります。第2次総合計画において、にぎわい広がる産業のまちづくりを目標の一つとし、買い物の利便性と満足度の向上、新たな特産品開発などによる地域に根差したにぎわいと活力ある商店街づくりを推進するとともに、地域内循環による経済波及効果の拡大に努め、商業、サービスの振興を図っているところであります。

具体的な取組として、中小企業の経営安定のため、商工会を通じた支援や各種融資制度の活用促進を行い、経営の体質強化と事業者を育成するため、中小企業振興資金利子補給事業、町内の消費活動の促進と商店街の活性化のため、そらっきカードを関係機関と連携して発行するなど、町内の消費喚起に努めているほか、商店街のにぎわいづくりに対する支援として商工会補助事業及びポイントカード事業並びに起業化支援事業を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に多大な影響を受けている町内事業者を支援するため、プレミアム商品券事業、大空町飲食店安心・安全応援事業、大空歌謡ショー事業を行っています。

また、今定例会で町内商工事業者の売り上げ回復と町内商店街のにぎわいを図るため、ポイントカード事業の補正予算を上程しております。このように商工会あるいは商店街と連携しながら商店街や商工事業者の活性化、地域経済の推進にかかわる事業や支援を行っていくことが、まちづくりには必要である。そのように考えます。

次に、中心市街地における核となる施設の必要性についてであります。

女満別町時代にさかのぼりますが、町、町民、商工会、商業者が連携し、中心市街地の役割、機能を再生させるために市街地の整備改善事業と商業等の活性化事業を両輪とし、それらが互いに連携し、相乗効果を生み、一体化しながら推進し、活性化を図るため、中心市街地活性化基本計画を策定した経過があります。その中で、商工会内にタウンマネジメント構想策定委員会とタウンマネジメント構想検討部会を設置し、基本計画の内容を取り込みながら中心市街地の活性化に取り組む組織体制や事業メニュー等について、検討を行って

きました。

事業メニューの一つとして集積店舗建設事業があり、中心商店街等の中核となる複合型のショッピングセンターを建設し、商業施設の集約をはかり、活力とにぎわいのある商業ゾーンを形成し、また、観光客や来町者も視野に入れた拠点として整備する構想がありましたが国への計画提出前に商工会より事業断念する意向が示され、実現いたしませんでした。

現時点では拠点となる施設整備について検討していませんが、さきに答弁いたしました町内の消費喚起や商店街のにぎわいづくりなどに対するソフト事業を中心に各種事業を展開してまいりたいと考えております。

最後に、歩道の整備改修についてであります。

歩道の舗装については、議員のご指摘のとおり、町道の歩道も多くの箇所ではひび割れや段差が生じております。特に古くからある歩道では劣化が進んでいくと認識しております。また、車道もそういった箇所が多く存在しているところでもあります。

舗装の補修については、劣化や段差の状況に応じ、その都度実施しております。ひび割れた舗装については、全面的な舗装の打ち替えなどが理想ですが、限られた財源の中で多くの箇所に対応するには、部分的な補修となってしまうしておりますが、危険箇所等については優先的に対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、西通り商店街の歩道関係については、道道ということですので北海道に補修等対応していただいているところでもあります。町としましても、この路線に限らず町民から要請を受けた場合には、その都度、北海道や国に対し、補修の要請を行っているところでもあります。

また、北海道に対する要望については、毎年、社会資本整備推進会議というものを開催しており、その中で道路整備や河川整備などの要望を行っているところでもあります。

次に、歩道のベンチの関係であります。道道女満別空港線のベンチについては、現在の空港線の整備に併せて設置されているものであります。

設置にあたっては、道路整備当時、この空港線が女満別市街地と空港を結ぶメイン道路であることから、当時の女満別町から北海道に対してグレードの高い道路整備を要望し、実施いただいたところでもあります。具体的には透水性の平板舗装やデザイン照明、そしてベンチ機能を有する植樹柵となっており、これらを決定していく際には、空港線沿線の町民により組織された期成会の意見を踏まえ実施されたものであります。

このような経過があることから、平成30年度において、北海道に対しベンチの移設について協議を行った際には、北海道として移設は行わないとの考えが示されているところでもあります。しかし、若干の移設ということであれば、具体的には現状の植樹柵の幅から飛び出さない程度、20センチから30センチぐらいかと思えますけれども、その程度であれば歩行者や自転車の通行、冬季の除雪などの支障にはならないため、町が移設を申請し、実施することは可能ではないかと考えられます。しかし、ベンチは植樹柵と一体的な構造となっているため、簡単にずらすということはできないものであります。

また、仮に移設したとしても、20センチから30センチ程度では現状とほ

とんど変わらないと、そのようにも思っているところでもあります。このようなことから、不便な部分もあるかと思いますが、現状のままご利用いただきますようご理解を賜りたいと存じます。

空港線以外の町道へのベンチ設置については、特に中心市街地付近では歩道幅員の狭い道路がほとんどであり、スペース的に設置はできないと考えております。ベンチの代替ではありませんが、役場庁舎、いこいの広場、空港線沿の緑地帯、社会福祉協議会の事務所内も休息が可能となっておりますので、そういった場所も利用していただきたいと考えております。

以上、岩原議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 一回目のご答弁ありがとうございます。

まず、職員の人材育成、接遇の部分であります。私は本当に大変なお仕事をしながら、もう昔からのことと思います。いろいろと研修もやられているということでございます。

私が思うのは、人材育成の昔から言われている名言の中で言われたことは、して見せて、言って聞かせて、させてみる。これ江戸時代の名言だそうですが、まずは自ら手本を見せて模範を示し、相手が納得できるまで説明したうえでさせてみる。そういった方法、手法もあると思います。

私は一貫して、いまご質問させていただいている部分については、職員がやはりある程度使命感を持って仕事にあたっていると思うのですけれども、まず一つ目は、その地域の住民のことを知ることから始まると認識しています。その部分について、私はこの大空町の町民が、どこの町民よりもハッピーに生活できるようにサポートすることだと思います。その本当に幸福な生活の中には健康であったり、経済的に不安がなかったり、安全で便利に暮らしたい。あとは自分が社会の一員として役割を持っている。そういう本当に多種多様な要素が含まれている。それを全部職員はこなしていかなければならないという非常に大変なものだと認識しています。やはり、その対治の方法については、まずその地域や住民のことを知っていくということです。

昔の話ですが、私はOBですので。最初に入庁した時、新しい職員は広報紙を持って各地域に広報をまず一件一件自分たちで配って歩きました。それによって地域性も把握しながら自分の足で歩いてみるということが、まずは大切なことではないのかなと思います。

繰り返しますが、大切な部分というのは、やはり私たちの住んでいる町、地域のことを知ること。そこからよりよいまちづくりをするために考えて、それを行政に反映させることが求められていると思います。

実際に施行にあたっては、いろいろと法律だとか条例だとか、その根拠の中に狭まれている中で勤務をされています。どの職員であっても同じような知識を持っていなければならないという大変なのです。職務以外にもこういうことも備えていかなきゃならない。大変な部分を私は本当に持っていると思いますので、今後もそういった部分で、私たちも暖かい目で職員を励まして見守りたいと思っています。その辺について町長にもお伺いしたいと思っています。よろ

しくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 職員の人材育成の部分、ご質問いただきました。

私も岩原議員と同じような認識を持っておりまして、確かに職員に対して指導するということはもちろん大切なことではありますけども、管理職や私も含め、上の者がみずから実践してその姿を見せるということも必要ではないかなと思っておりますので、私を含め管理職がまず自ら率先して挨拶であるとか、明るい対応だとか、そういったことに努めていく必要があるのかなと、そのように思っております。

また、私たちのまちづくり、行政を運営するにあたっては、町民主体のまちづくりというのはやはり基本でございます。昔のように職員が個別に広報を配って歩くということはできないのかもしれませんが、今は地域担当という制度がございますので、この地域担当は何年か後にシャッフルして違う地域を担当するということにもなっております。そういったことを行いながら、住民との顔の見える行政といいたいでしょうか、そういった形をつくり上げていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。そういう意味で頑張っていたきたいと思います。職場環境についての質問については、これで終わらせていただきます。

続きまして、中心市街地についてでございます。

本当に過去にもいろんなコンサルを使っただけの調査、分析をやってきております。その中で、本当になぜできなかったのかという検証も必要なのですが、そういったものもあれから今まで長い時間が経ってしまいました。そういう意味ではハード的なものについては、インフラ的なものについては、本当にお金も掛かるし、経済的なもの、財政的なものも非常に難しいという部分もあります。

その中で、本当に今町長のお示しのあったように、いろんな部分では、ソフト面で商工会あるいは商店街のお店ではお世話になっています。その支援策については本当に先ほどお話のありましたようにプレミアム商品券の発行、あるいは飲食店、宿泊助成含めましてコロナ過であるから何とか、コロナ予算だからということではなくて、率先して計画をして実施に向けているということについては本当にありがたいなと思っております。

私はそういった意味で、これから商工会が今まで成しえなかったこと、その反省も含めてなんですけども、今、商業部会のほうで、これからの部分で過去に起こしたそういった計画策定案について、もう一度足元を見つめながらやっていかなければならないと。再度自覚を持ちましょうということでやっております。

ただ残念なことに、この間、海鮮の居酒屋さんが1件なくなったとか、ある

酒店が85年の店を閉じたとかいった部分で、だんだんと高齢化も進んだ中で、あるいは後継者問題についてもどうだとか本当に考えながらやっていかなければならない、そういう難しい問題もあります。ただやはり、私たちはこれから西通りの商店街をこの先、町長もおっしゃったように私たちの町の顔として、これからも継続できるように商工会としてもなんらかの動きがありますので、またそれに対するさらなる支援策もお願いしたいなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 西通り商店街を中心とする中心市街地活性化につきましては、私が職員時代だったときの平成13年に町並みデザイン、そして平成14年に中心市街地活性化基本計画を策定、そして平成15年、国にそれを提出して、西通りの道道も含む面的整備を行う、そういった青写真で進めてきたところでございました。実際それについては、結果的には計画を提出することなく、整備については白紙になったところでございますけども、だからといって、西通り商店街を中心とする中心市街地の活性化を諦めるということではありませんので、引き続き、商工会あるいは商店街と連携しながら、いろんな事業を行っていく中で、1人でも多くの町民の方、あるいは道道を通過される方にも足をお運びいただいて、にぎわいを創出して行きたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。本当にこれからもいろんな部分で連携しながらやっていく、それがまちづくりの一つの方策であると思いますので、よろしくご支援のほどお願い申し上げます。2番目の質問についても終わらせていただきます。

3番、歩道の関係でございますけれども、先ほどもちょっとお話をさせていただきました。

これから高齢化社会になるうえで、今実際に私も見かけるところでは3台か4台、電動車椅子で歩道を走っている方がいらっしゃいます。その中で電動車椅子は歩行者と同じと道交法で位置づけられているので、そうなればおのずと歩道が本当にデコボコでうねっているところに行くと、その電動車椅子が横転するという危険性もあるということでもあります。段差があるということです。

私はそういう箇所について、使われている方が実際におられますので、そういった方々にどこが危険箇所なのかとか、私たちも歩いて調べなければいけないと思っているのですが、そういう面で一緒にこれからも街並みをそういうことをすることでお客さんが町に寄ってくる。そういう条件をつくらなければいけない。あるいはベビーカーもそうですけれども、歩行者が歩きやすいという状況をつくるのがまずひとつだと思いますので、その辺のお考えを聞かせたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 町道の歩道につきましては、必要な箇所、危険な箇所、そういった所を優先的に補修してまいりたいと考えております。

また、国道や道道につきましては、そういった箇所がわかれば国あるいは道に対して要請をしてまいりたいと考えております。

ただ、電動車椅子とかそれで通行されている方、あるいは荷物を押す車を押されている方々、そういった方々の歩道の利便性というもの状況というのはなかなか町に聞こえてきていない部分もあります。そういった部分につきましては、議員のほうで皆様方の意見を拾いあげていただいて、ぜひ町のほうに要望、改善点をお知らせいただければ、そういった改善あるいは町の町道でなければ国や道に対して要請も行っていくしますので、そういったところでご協力をいただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。私達も点検をしながら、町並みを歩きながら、そういった箇所について逐次行政側と連携しながら知らせて行きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後にベンチの移設の関係でございますけども、ご答弁いただいたように確かにそのとおりでありまして、期成会の方々のこういった部分の案ででき上がったものと思います。

ただ、その当時はどの位の交通量があったかということのをちょっと記憶していないのですが、段々と女満別空港も大きくなり、利用客が増えると同時に交通量が増えてまいります。車も大型化になっている。あのベンチに車道側へ背を向けて座り、後ろを大型車両が通過しますと本当に身の危険を感じるようなこともあります。

そういったものを含めての移設ということだったのでありますが、ただ固定された部分については非常に移設が難しいということになれば、先ほど言いましたように妊婦さんとか年寄りとかが歩く中で、所々にちょっと歩道側に寄った所で簡易的な物でよいので、何かこう備え付けのものでなくてもちょっと移設できるようなもので二人掛けぐらいのものを置くことによって、ちょっとした場所で休憩を取られて、また次の行動に出られるということも考えられるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員も認識していただいていると思っておりますけれども、植樹升のベンチを動かすというのはちょっと大変かなと私も思っております。ただ、夏の期間に移動式のベンチを、必要な両サイド至る所に置くという考えはないのですが、ある程度スーパーの前であるとかバス停の近くであるとか、そういったことを加味しながら夏の期間、冬には持ち出すようなことができる簡易的なベンチを設置することはできるのかなと思いますし、またそういった必

要性があるということであれば試験的に置いてみることも可能かと思しますので、その移動式のベンチの設置については前向きに検討させていただきたいとそうに思います。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 すべてのご質問の部分で前向きにご答弁いただきましてありがとうございました。今後ともまた、私共の気の付いた点があればご相談させていただきたいと思ひますし、これからの松川町政に期待を申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員からは3項目にわたってご質問をいただきました。

職場環境とか職員の対応については、かなり昔から色々言われていると認識してございます。私自ら、明るく元気で町民に对应し、それを職員皆さんに見ていただくことも必要と思ひますので、率先して取り組んでいきたいと思ひます。

また、中心市街地、歩道すべて町の中に係ることかと思ひますけども、歩道を歩いて、あるいは町に買い物に行かされている方々の歩行者の部分については、しっかり、やさしいまちづくりというところも大切であると認識しておりますので、真摯に取り組んでまいりたいと思ひます。

今後ともご指導ご鞭撻いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◇議 長 これにて岩原繁議員の一般質問を終わります。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、7番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 令和4年第3回定例会通告に従ひ、一般質問をさせていただきます。

質問項目は、ウィズコロナに向けた町内行事等の今後の考え方及び方向性についてであります。

国内外では依然としてコロナ過が続いていますが、現在、国はコロナとの共存に向けて社会活動の正常化を図るためにウィズコロナに向けた新たな段階への移行に向け検討し、道は医療のひっ迫を防ぎ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、基本的な感染防止行動の徹底や事業継続に向けた取組みを展開しています。

昨年度は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用され、オホーツク管内、町内の行事及びイベント等は相次ぐ中止に見舞われました。

今年度は、まん延防止等重点措置が昨年度末に終了したため、感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願いを開始し、イベントの開催についての要請が行われ、管内、町内の行事及びイベント等においては、開催、中止が混在している状況となっています。

質問項目の１点目といたしまして、現在までの町内の行事等の開催の状況と課題について伺いたいと思います。

２点目といたしまして、今後のウィズコロナに向けた町内の行事等の考え方及び方向性について伺いと思います。

以上２点の質問を町長及び教育分野に関連することにつきましては教育長よりご答弁願いたいと思います。

以上、１回目の質問といたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員の一般質問、私からは教育関係イベント以外のものについてお答えさせていただきます。

２０２０年１月に国内におけるコロナ感染者が報告されてから、増減を繰り返しながら北海道におきましても９月８日時点で感染者数が約６８万９，０００人を超えており、若干減少傾向にはあるものの、第７波と言われている現在の感染拡大がいまだ収束していない状況であります。

令和４年度の町内の行事におきましては、令和４年５月２７日に北海道から発出された感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願いの中におけるイベント開催についての要請を基本的な考えとし、主催者の判断により行事を開催している状況です。

具体的な町内の行事の開催状況は、５月３日から６月５日まで、芝桜まつり実行委員会が主催となり、新型コロナウイルス感染症対策を徹底してひがしもこと芝桜祭りを実施し、今年度はライトアップも開催いたしました。

６月１２日は、ＮＰＯ法人オホーツク大空町観光協会が主催となり、参集範囲を縮小して、もこと山夏山安全祈願祭を実施いたしました。

７月３０日、３１日には、めまんべつ観光夏まつり実行委員会が主催となり、めまんべつ観光夏まつりの開催を予定していましたが、町内外からの来場者により密着する機会も多く、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避することが難しいと判断され、中止となりました。代替行事として７月３１日に、ＳＵＰランドｉｎ大空を網走湖女満別湖畔で、８月１４日には、頑張ろう町民応援花火大会が実施されたところであります。

８月６日には、盆踊り保存会が主催となり、規模を縮小して、女満別納涼盆踊りが実施されました。

８月２８日には、ノンキーランドふるさとまつり実行委員会が主催となり、ノンキーランドふるさとまつりの開催を予定していましたが、ロール転がしや飲食を伴う焼き肉など、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避することが難しいと判断し、中止といたしましたが、イベント開催を待ち望んでいる町民の方が多数いらっしゃることから、感染症対策を徹底して、町民限定のワクワク祭りｉｎノンキーランドを実施いたしました。

また、指定管理施設である道の駅メルヘンの丘めまんべつ、道の駅ひがしもこと、ひがしもこと乳酪館で実施する行事につきましては、指定管理者が実施の判断をされております。

９月１１日には、道の駅メルヘンの丘めまんべつにおいて、道の駅まつりを

実施され、たくさんの来場者でにぎわっていたところであります。

道の駅ひがしもことにおいてはビールパーティーの中止、ひがしもこと乳酪館でのチーズの日感謝祭、チーズとワインの夕べにつきましては、現在検討中であると同っております。

次に、今後の町内の行事等の考え方及び方向性についての考えですが、北海道が示すガイドラインに準じて行事を支援していくことが基本となると思いますが、町民皆さんの生命と健康を守ることを第一に考え、一律中止ではなく、どのように工夫すればイベントを実施できるか、実施することを基本として検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 後藤議員からの一般質問に、教育委員会所管の状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度、3年度については、ほとんどの事業が中止となっておりますが、コロナ過の中、オンラインやリモートなど工夫した事業展開を図ってまいりました。

令和4年度になり行動制限が緩和され、教育委員会の事業については、感染拡大防止対策を講じるとともに、感染状況を注視した中で各種事業を開催している状況であります。

ジェットラインさわやかマラソン大会につきましては、10月2日に開催することで準備を進めております。感染拡大防止対策として、参加者や運営者は1週間前から健康管理を行い、大会当日に健康チェックシートの提出をお願いすること、これまで実施していた記録発表式や昼食提供を中止するなど、大会開催時間の短縮に努めます。また、感染状況によっては中止することを条件に開催することとしております。

もこと山ふきおろしマラソン大会につきましては、10月23日に開催することで準備を進めてまいります。ジェットラインさわやかマラソン大会同様に参加者や運営者の健康管理を行うとともに、開会式、昼食の提供、表彰式を行わないことと、記録証については、接触を避けるためウェブで発行することとしております。

また、感染状況により大会を中止する際、参加料の返金が発生することに備え、大会受付業務及び返金業務を業者に委託して対応することとしております。

町民文化祭につきましては、昨年、一昨年は作品を長期にわたり分散して展示しました。今年は展示部門については、11月2日、3日に作品を女満別研修会館、ゲートボールセンター、東藻琴農村環境改善センターに一堂に集約し、実施いたします。

芸能祭については、11月20日に教育文化会館で開催することで準備を進めております。感染防止対策として、作品の搬入、搬出時の時間制限、入場者の検温、消毒、会場内の換気、控室の人数制限など、劇場音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに沿って感染防止対策を講じることとしております。

今年度の各種事業の開催については、感染拡大防止対策は必須である状況であり、コロナ前の事業展開は、いまだ困難であると考えられます。今後はウィズコロナの観点からも、実施するための対策を講じて開催するとともに、今後の感染状況によっては感染拡大防止対策の基準を見直したうえで事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、1回目のご答弁といたします。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 現在までの町内の行事等の開催の状況と課題についてはわかりました。丁寧にわかりやすく説明していただき、ありがとうございます。あくまでも感染防止対策を徹底したうえで、工夫して、注意し、1週間前から健康管理を行いながら行事に参加していただくということで、ぜひとも前向きに行っていただきたいと思います。

その質問1点目で、再質問させていただきたいと思います。

教育分野に関連する質問をさせていただきたいと思います。

令和4年3月に大空町観光振興計画の見直しが行われました。その中におきまして、令和8年度までに観光入込客数20万人増を目指すため、大空町の知名度を上げる交流人口の増大を図ることを重点目標に掲げております。中でも交流人口の増大を図るために、スポーツ、文化合宿の受け入れ、誘致は、今後重点的に行っていくこととしておりますが、そのスポーツ、文化の受け入れ、誘致の現在までの開催の状況と課題について、伺いたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに今年度の教育文化合宿についてですが、教育文化合宿実行委員会において、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し、合宿を受入れることとしております。ガイドラインの内容は、感染症拡大防止のため1週間前からの健康管理、合宿中の健康管理、宿泊、食事において十分な感染防止対策を講じることができること、活動中はそれぞれの協議等におけるガイドラインに基づき活動することなどとしております。

現在までの受入れ状況については、8月26日から28日まで、バレーボール合宿として札幌山手高等学校女子バレーボール部24名が東藻琴B&G海洋センターにおいて、合宿を実施しております。宿泊については、道の駅ノンキーランドひがしもこととなっております。合宿中恒例の昼食交流会は感染拡大防止の観点から中止し、町内の小中学生を対象にしたバレーボールクリニックのみ開催いたしました。

また、昨日12日からは合唱のゼミである玉川大学梅沢ゼミの8名が合宿しており、15日まで滞在いたします。合宿中、両地区こども園や道の駅メルヘンの丘めまんべつで訪問コンサートを実施いたします。宿泊については、ホテル山水となっております。今年度については、以上2件の見込みとなっております。

課題につきましては、宿泊施設の確保が挙げられます。現在、町内において合宿受け入れが可能な宿泊施設は、ホテル山水と道の駅ノンキーランドひがしもことの2施設となっており、ホテル山水の宿泊可能人数は約70人、ノンキーランドひがしもことは約60人となっております。一般の宿泊客との兼ね合いもあり、確保に苦慮するところであります。

また、以前には、豊住交流センターや相撲場などの公共施設を宿泊場所として合宿の受け入れを行っている経過もあります。

今後は、感染状況を注視し、感染状況によってガイドラインを見直すとともに、宿泊施設や公共施設の活用を含め、宿泊場所の確保に努め、交流人口の確保、増大を図るために教育文化合宿事業を推進してまいりたいと思います。

以上、ご答弁といたします。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 スポーツ、文化合宿の課題、そして状況について伺いました。

宿泊施設が山水70名、ノンキーでは60名ということで、なかなか受入れ施設がない中において、ガイドラインを作って1週間前から健康管理をしていただき、山の手高校バレー部の合宿、そしてこれから玉川大学も受入れていくということです。ぜひいままでの伝統といいますか繋がりを大事にした中で、なかなかウィズコロナで大変な部分もありますけれども、感染防止対策をした上で、ぜひ受入れを今後もしていただきたいと思います。1点目は以上で質問を終わります。

2点目について再質問させていただきます。今後のウィズコロナに向けた町内の行事等の考え方及び方向性について、先ほど町長よりご答弁いただきました。その中で、やはり住民の方たちの命と健康を第一に考えながら、工夫した上で実施することを前提としてというご答弁をいただきました。

また、行事、イベントというものは、先日の北海道新聞にも出ていましたけれども、別な側面といたしまして、行事の承継とともに地域コミュニティも図られているという側面も持ち合わせられていると思いますが、このことについて、町長の認識があればお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずはイベントの継承について、これは非常に重要なことと考えております。特に東藻琴地区で行われておりますロール転がし、これにつきましては、ロールを毎年つくるという技術、そういったものが2年間も中止されて、そのつくり方を次の世代の職員がわかるかというところはなかなか難しいところでございます。そういったものの一つとっても、しっかり継承するために中止ばかりではなく、違った形で取り入れるというようなことは必要であると、そのように認識しているところでございます。

この社会生活を一変させた新型コロナウイルス感染症でございますけれども、外出自粛などの影響により、人々が自宅で家族とともに過ごす時間がふえて、家族の親密をもたらしたという、ある意味、良い意味の側面もあるのかもしれ

ませんけれども、単身高齢者の孤独、あるいは他者とのコミュニケーションの減少による孤立化、そういった社会において内在していた孤独、孤立の問題を顕在させてしまったのではないかなと、そのように考えております。

私の目指すまちづくりの方針は、コロナ後ではなくウィズコロナを意識し、かつ町民の命を新型コロナから守る、それを第一に考えたうえで、その時その時のウイルスの特性といたしましょうか、そういったものや、あるいは全国的なあるいは北海道内の感染状況に応じて、イベントの開催をしっかり支援していく、そういったことが必要であると考えておりますので、ご理解をいただければと存じます。

◇議 長 7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 今、町長からご答弁ありましたけれども、感染拡大で交流や見守りの輪が減ることによりまして、事業、行事の継承もそうですけれども、地域コミュニティ不足に伴う孤独、孤立化が顕在化しているようです。

また、行事に関しましては、運営する役員の方たちの世代交代、また、関係する組織の人事異動などが重なりますと、なおさらのこと運営自体が厳しくなっていくと考えられます。

今、ご答弁にもありましたけれども、まず安全が第1です。その後に工夫を凝らしながら前向きに行事、イベント等を進めていただくとともに、やはり、そうすることにより民間も取り組みやすくなるということも考えられますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますが、今回、ウィズコロナに向けた町内行事の考え方及び方向性について、一般質問をさせていただきました。

これまで、行事及びイベント等を運営、企画している役員の皆様方は、その都度、感染状況を熟慮しながら、開催中止の苦渋の決断をなさってきたことと思います。この場をお借りして、ご労苦に感謝を申し上げたいと思います。

先ほど冒頭にもありましたけれども、この新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に道内初の感染者が確認されてから既に2年半が経過しております。

今後も大変判断の苦しい状況が続くと考えられますが、行事、イベント等が開催される場所では、人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理などの工夫、先ほどもご答弁いただきましたけれども、工夫を行って、感染対策の徹底を前提の元、行事イベント等がぜひ行われていく方向性になること願いまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 町が行うイベント、あるいは実行委員会等が行うイベント、令和2年、令和3年とほとんどが中止となり、やっと今年、形は同じではないとしても少しずつイベントを開催できているのではないかなと思っております。

観光協会によります観光夏まつり、代替イベントをやっていただきました。

また、ふるさとまつりではロール転がし、あるいは焼き肉広場、それはできなかったわけですが、町民の皆さんが集まって、1日楽しむことをやって

いただいたところでございます。

また、9月16日、敬老大会を今年度はやろうと考えて今準備を進めております。例年でありましたら75歳以上の方、皆さんにご招待差し上げているところですが、やはりそこはコロナということでございますので、敬老褒賞対象となる77歳、88歳、99歳の方に対し、ご案内をさせていただきまして、研修会館で例年と同じですが、敬老のお祝いの式典をさせていただくこととしております。

本来ですとそれが終わったあと、社会福祉協議会によりますふれあい広場を行っていたところでありますけれども、そちらはこの状況の中なので中止となりましたが、変わりに敬老大会が終わった後、研修会館の大会議室のステージ上で猿回しの実演をしていただくということで、少しでもお越しなご高齢の方が楽しんでいただける、そういったものも工夫しながら実施していくこととしております。

そんなことで、一律中止という考え方を持つ必要がないと私は思っております。いかに工夫して、同じ形でできれば一番ベストなのですが、そうはならない時には工夫を凝らして、いろいろ制限を加えた中で、人数を縛るであるとか、そういった工夫をした中で実施をして、町民の皆さんが集まって歓談し、コミュニケーションを取れるような、そういった場をきちんと用意していきたいと思っておりますので、また今後とも議員皆様におかれましては、さまざまな面でご意見等を賜ればありがたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◇後藤議員 質問を終わります。

◇議長 これにて後藤議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後1時56分)

(再開 午後2時05分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、8番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 平和4年第3回定例町議会において、通告により一般質問させていただきます。

最初に、網走国定公園に属する女満別湖畔についてお尋ねします。

女満別湖畔は、春にミズバショウの開花に始まり、湖畔の散策、サイクリング、湖を利用したボート、カヌー、ヨット等のほか、シジミ採り、キャンプ、冬のワカサギ釣り等で多くの観光客を受け入れてきました。

コロナ禍の関係で観光夏まつりの中止ですとか、漁業資源確保によるシジミ採りの中止等、一時的にやむを得ないと思いますが、キャンプ場等の利用、7

月31日開催された新たな催し物など、多くの人でまだにぎわいを見せています。

そうした中、湖畔園地及び野営場の管理並びに施設の維持補修等と観光施設としての現況、課題、今後について伺い、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 三條議員の一般質問にお答えいたします。

女満別湖畔園地及び野営場の管理並びに施設の維持補修等でございます。

女満別湖畔における観光客等の状況につきましては、ご質問の中にもありましたとおり、近年のコロナ禍に伴う安全志向、アウトドア志向に後押しされまして、キャンプ場の利用者は増加傾向でございます。そのほか、女満別湿生植物群落として国の天然記念物に指定され、自然環境に恵まれた公園であり、花や野鳥観察といった自然散策を楽しむ方もおられます。

湖畔でのアクティビティといたしましては、キャンプやバーベキュー、2年連続で中止となっておりますがシジミ採り、そしてワカサギ釣り、本年は観光夏まつりの代替イベントを行ったことからSUPを楽しんでいる方も見かけるようになりました。

維持管理等の状況についてでございますが、女満別湖畔にはキャンプ場と野営場がございます。キャンプ場はすべてフリーサイトで、また野営場については28区画のサイトがあり、営業期間は7月及び8月の2カ月間としております。キャンプ場は大人1泊300円で、野営場は無料で受け付けしておりますが、この2カ月間の営業収支を見ますと受付業務にかかる人件費とほぼ同額で、他の維持管理経費を含めると若干の赤字という状況です。

女満別湖畔公園としましては、1年を通じて開放されております。夏場以外は水道設備の凍結防止のため炊事場、トイレの使用ができない時期もありますが、受付等も不要ですので、公園内の散策やキャンプでの利用も可能となっております。

園地及び野営場内に存在する北海道の施設の維持管理及び清掃に関しては町が行うこととなっており、そのうち女満別湖畔条例の区域内にある北海道の施設、観光案内所、トイレ2カ所、炊事場1カ所と駐車場は、毎年、町が北海道から使用許可を受けております。

公園利用者が増加傾向の中、管理する上での課題として、施設の老朽化に伴う修繕とトイレの汲み取り対応、キャンプ場の利用者や湖畔利用者の増加に伴うマナーの悪化などが挙げられます。

以上、現状と課題について、ご答弁させていただきます。

◇議 長 8番、三條幸夫委員。

◇三條議員 答弁ありがとうございました。

再質問させていただきたいと思いますが、湖畔の今の現況は、残念ながら決して最良の状態であるとは言えないと思っております。

湖畔園地の草刈りだとか前浜のごみなどを含めて、色々やっていただいてい

ますけれども回数が少なく、どうしても丁寧に行き届いているように見えないのかなと思います。たまたま行った時のタイミングかなとも思いますが、非常にそういうふうなことです。私も数回湖畔に行っていますけれども、そのときによって綺麗だなと思う時と、要するにゴミがその辺に散乱していた時もあるということで、もう少しきめ細かく管理する必要があるのかなと思ったりもしています。

あと、湖畔のトイレのお話がありましたけれども、施設が古くて、掃除されてもすぐ汚れてしまう。キャンパーにも、掃除をしていただいている方にも非常に不評であります。

また休憩所にパネル等が設置されているのですけれども、来客曰く、物置の中に展示されていて、休憩所だろうと疑問に思ったというようなご意見もいただいています。ちょっとした工夫が足りないのかなというように思ったりしております。

今、町長から答弁の中で、トイレの汲み取りのお話もありましたけれども、たまたま今年、野営場でこんなお話をいただいています。野営場のトイレが溢れそうになっていると、どなたかが職員に知らせたら、予算がないと、汲み取りは北海道だと言われたということで、住民の方は非常に憤慨されて私のほうに伝えに来られました。どうも管理の仕方が町と道の部分で見えない部分があるのかなと思います。誰に言ったらこの部分は改善されるのか、いまいち見えていなくてこういうことになったのかなと思いますけれども、せっかく来た観光客の方に逆にイメージダウンになるのであれば、一時的に閉鎖したほうが良いのかなと思ったりもするのです。そんなことで、トイレの汲み取りを予算がなくてできないなんて、これはいただけないなと思いますので、北海道のほうから委託を受けて、うまくスムーズに汲み取りができる体制を取っていただいたほうが良いのかなと思います。

北海道と町との連携がうまくいっていなかったと思ったりもしていますけれども、これについて管理するうえで町がしなければいけないもの、それから道にお願いするもの、また、しっかりと施設の管理計画みたいなものがあるかどうかかわかりませんが、修繕も含めて、いずれ北海道がやってくれるのだろうという思いで、来客の方には、これ北海道が管理しているからちょっといつできるか分かりませんということであると困ると思うので、道と町としっかり連携しながら、トイレについては何時頃までに改修をして、もっと快適にできるとか、汲み取り式のトイレは定期的に点検をして、そんな溢れることのないように適宜管理をしてほしいなと思います。

北海道から汲み取りとかの部分も一括して委託を受けて、町が汲み取り料を払うとかしたらどうかなと思ったりもしますが、その辺の考え方、一度聞かせていただけますか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず野営場の汲み取りに関してです。

三條委員おっしゃるとおり、今年の7月、湖畔の前浜のトイレ、そちらは水洗トイレになっておりますが、野営場のトイレにつきましては汲み取り式とな

っております。利用者が多かったこともあって、また、便等が溜まってきているということで、町のほうから北海道に対して汲み取りしてくださいというお願いをさせていただきましたが、汲み取りのタイミングのズレからトイレを7月18日から2日間閉鎖をし7月21日のくみ取り後、再開した経過にあります。

三條議員から汲み取りだとか、そういった管理を北海道から委託を受けてはどうかというお話をいただいたところでございますけども、担当課と協議したときには、北海道自体の予算が余りにもないということで、それを仮に委託したとしても満足に込えられるだけの汲み取りができるかということ、そうではないというお話を聞いております。

したがいまして、先ほど他の議員の質問の中でも、国道や道道だとかの管理という話で、それは所管が担当する国、北海道が責任を持ってやらなければならないことでございますし、この北海道が設置主体である公園、湖畔の前浜のキャンプ場、そして野営場の施設の設置者は北海道でございますので、そこはきちんと対応していただくよう、強くお願いしなければならないと、そのように思っているところでございます。

また、女満別湖畔側のキャンプ場の芝でございますけども、きちんと芝を管理して行っているキャンプ場と、どちらかという女満別のキャンプ場は野趣豊かとか原生林や自然豊かな中でテントを張るというスタイルなのかなと私はそのように思っております。きちんと管理したところを望まれる方は、きちんと近くに車が停められて、テントサイトもあり、そういったキャンプ場を選ばれて泊まれるのかなと思っておりますが、女満別のキャンプ場はそういうことではなく、気軽にキャンプを楽しまれる方ではないのかなと思っております。

そういった中できちっと芝の適正管理は行っていかなければならないかと思っておりますけども、年間に3回も4回もやるほどの予算もなかなか今付いていない状況にあるのかなと思っておりますので、その辺は担当課と十分協議しながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

私からのご答弁については以上とさせていただきます。

◇議 長 8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 道もお金がないから汲み取りができない。町も道の所管だから、町の仕事だと言ってしまうと今年みたいなことがあったら、また来年も同じように一時的にトイレを閉鎖するということに繋がって行くのかなという気がするのですよね。影響を受けるのは大空町だと思います。大空町の野営場は汚くてトイレも溢れて使えないよと、周りに広まるということが一番良くないことだという気がします。道で予算がなくて足りない分は、町が多少計上してでも汲み取りのこういった部分はやるべきだと私は思います。

それから芝生の部分で町長の考えもお聞きしましたがけれども、昨年も今年もそうですが、急に奇麗にしてということではなくて、従来も同じように草の刈るタイミングだと思うのですけれども、湖畔のキャンプ場の部分は機械に乗ってほぼ刈れるような仕組みで整地していますから。ですから刈る時期だとか何

かによって見栄えが全く変わってくるのかなという気もします。

過去には1人の方が常時夏の間いて、気がついたら草を刈って、前浜のごみを拾うというようなことをやっていたように思うのですが、今は、湖畔には観光案内所の事務所ありませんし、いろんな意味でそのようなことに気がつくことが少なくなったのかなという気がします。

その辺、私もちょっと気になっているものですからたまには足を運んで見たりしているのですが、なんか以前に比べるとずいぶん寂れたなということが否めないと感じるものですから、その辺のことをしっかりともう一回、道としっかり調整すれば良いことなのでしょうけど、住み分けをちゃんとできていなければまた同じことが起きると懸念されますので、再度検討をお願いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 野営場の汲み取りに関しましては、町からお願いして北海道に実施していただいたところでありますけども、その実施のタイミングもきちんと町としてお願いしたからそれで終わりというのではなく、きちんと実施しているかという状況も把握しながら、まだ実施されていないようであれば、まだ実施されていないことをきちんとと言えるような体制を構築していく必要があるのかなと思っております。

そうしていく中でも、やはりどうしても溢れて利用者に迷惑を来すようなことがあった場合には、その時改めて考えたいなと思いますし、実は野営場は無料でございます。町のキャンプ場は料金を徴収いたしますので、無料のほうでトイレ等で利用に支障があれば、ぜひ大人1人300円掛かってしまいますけども町側のキャンプ場のほうでキャンプを張っていただくことも必要かなと思っております。

また、芝の刈る時期につきましては、早く刈るとちょうど利用される7月、8月に伸びてきてしまうということがありますので、三條議員おっしゃるとおりやはり刈る時期は大切ななと思います。ちょうど7月の前に刈り終えて、7月、8月のキャンプ時期に快適にキャンプしていただける、そういった環境づくりというの今後進めていきたいとそのように思っております。

また、前浜の部分、5月に湖畔清掃である程度掃除、清掃するのですが、やはり風向きによって、流木だとか、草だとかが流れてきてしまうという事もあります。その辺も状況を見ながら何か対応できないか、そういったことも検討していく必要があるのかなと思います。

私は小さい頃何が楽しみかというと、湖畔に行って、あの当時飼っていた鹿にそこら辺の草をむしってあげるのが楽しみでございました。そのような湖畔の状況にはならないかと思えますけども、女満別湖畔、これは町民にとって大切な憩いの場でございますので、しっかり町としてもできることは行ってまいりたいとそのように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議 長 8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 町長の答弁で一つだけ気になった所があったのですけれども、無料だから。極端なことをいうと有料のほうを使ってくれじゃなくて、無料で開放されている部分もちんちんとしっかりと管理して利用していただくと。

たまたま公営住宅もそうなのですけども、ここは家賃が安い公営住宅だから汚くても良い、整備はこれぐらいで良いのだっていう感覚でものをやっちゃうと、家賃の高い公営住宅にお金を払えば良いところに住める、これは当然かもしれませんが、お金の出せない人はどうなのか、汚い所に住みなさいということに繋がって行く気がするものですから。無料でもしっかりと行ってみたい、キャンプ張ってみたい、無料だから張られる人もたくさんいるのですね。そういった小学生、中学生は等を含めて。そういったことの利用について、逆にせっかくある施設を使っていただいて価値が出るということだと思いますので、ぜひそこら辺のこと、ちゃんと、しっかりとこれからも管理して行っていただきたいなと思います。

それでは、これからの湖畔の今後の整備ですとか利活用等について、お尋ねしたいと思うのですが、湖畔の歴史を紐解いてみると、現在行われているワカサギ釣りなどの他に先ほど申し上げました貸ボート、町長からお話あった小動物が飼育されていたり、全国的な催し物であったスリーデーマーチが開かれたり、水芭蕉の写生会とか撮影会ですとか、あとは水芭蕉の木道が設置されていたり、町民の皆さんが湖畔に足を運んでみようかなという工夫が一杯されていました。今はどうでしょうか。ほとんど消えてなくなっているような気がするのですけれども。代わりに色々なイベントは行われているので、それはそれで良いのだと思いますけれども、町の総合計画とか観光振興計画等の兼ね合いもあると思いますけれども、今、湖畔でまさに進められている防災センター、併せて大型駐車場が整備されていくのですけども、こういったものを含めて有効活用、また湖畔を活用した自然体験型の観光拠点として恵まれた環境を最大限に活用すること。子どもたちを含め町民の皆さんが町を離れても自慢できる、そんな湖畔となるようなことを期待したいなと思います。

今後について、松川町長のお考えを最後にお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 野営場につきましては不適切な発言があったかと思います。

トイレについては閉鎖しないできちんとちゃんと使える、快適に利用できるということが第一であると考えておりますので、そこについては北海道と大空町、意思疎通を図りながら対応してまいりたいと思います。

湖畔における今後の観光振興という部分でございます。なかなか難しいかなと思います。私も小学生時代、水芭蕉写生会に参加したり、その当時、栈橋があった時には栈橋からフナ釣りを楽しんだりとか、色々なことをして遊んだ記憶があります。当時のように沢山の方が夏、あるいは休日に賑わいを見せるような姿になることが1番理想ではあるのですけども、今の段階であそこに何ができるかというところは、まだ私の中で固まった姿というのが見えてないところでございますので、今後、観光振興計画であるとか、あるいは今、総合計画に盛り込まれていなくても今後総合計画の中に何かしらのものを盛り込んで

いくということを検討してまいりたいとそうように思いますので、この点については、そうご理解いただければと思います。

◇議 長 8 番、三條幸夫議員。

◇三條議員 言葉でいうのは簡単なのですが、いざ実行となると難しい、大きな課題が沢山あると思います。町内にも他に観光施設があるわけですからその他の観光施設とうまく連携させて、大空町のためにこれからもしっかりと取り組んでいただければありがたいなと思います。

以上、私の質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 女満別湖畔につきましては、キャンプ場も含め、湖も合わせて大切な大空町の観光資源であります。それをしっかりと守ることと観光資源として育てていく、そういう両輪の中で色々検討を進めていきたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。

日程第 5、一般質問を続けます。

次に 9 番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 はい、9 番。令和 4 年第 3 回定例会、通告に従い一般質問に移らせていただきます。さきに登壇された議員の方と質問が重なるところがありましたらご容赦いただきたいと思います。

最初の質問は、車中泊の利用についてでございます。

令和元年末より新型コロナウイルス感染症が拡大をし、いまだに収束の兆しが見えておりません。これまで国が感染拡大を抑えるために今日までさまざまな行動規範の徹底や感染対策を行ってきましたが、長きにわたる期間の中、仕事や余暇活動など、我々の身の回りの日常生活や行動意識も大きく当時に比べ変容しつつあります。

最近では車を使ったレジャーが一目置かれるようになり、密を避けられるキャンプ、キャンピングカーや既存の車を D I Y した車中泊が空前絶後のブームとなっております。その中でも車中泊は移動するにも公共の交通機関に比べ、不特定多数の方と接する機会も少なく、宿泊施設と比べてもリーズナブルで、時間に縛られることもなく自分だけの空間で完結するので、感染リスクを大幅に減らしながら楽しめるレジャーの一つとなっております。

ですがその一方で、道の駅など公共の駐車場での宿泊やごみの放置など、一部ではございますがマナーの悪さの問題も各地で発生しております。そのようなことから、私たちの町の現状はどのようになっているのか、町長より伺いしたいと思います。

続いて、2 点目の質問に移りたいと思います。

原油価格・物価高騰に対する福祉施設の支援についてでございます。

コロナ禍の長期化やウクライナ情勢などの影響による急激な原油価格、物価高騰を受け、介護保険サービスや障害者福祉サービスの提供にかかる食材費、光熱費が上昇しており、全国の事業所でも大きな影響が出始めております。そのようなことから、私たちの町のサービス事業所の現状はどのようになっているのか町長よりお伺いしたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員の一般質問にお答えいたします。

近年のアウトドアブームに加え、コロナ禍などにより、旅行のスタイルの一つとして車中泊をする方々が全国的に増えてございます。大空町の道の駅におきましても、泊まられている車の台数までは把握しておりませんが、キャンピングカーなどで車中泊をされている事例は見受けられ、たくさんの方々が利用されているところです。

一方で、全国的に利用者のマナー違反を指摘する声は年々高まっているようであります。国土交通省のサイトによりますと、道の駅における車中泊について、道の駅は休憩施設であるため駐車場などの公共的な空間で宿泊目的の利用はご遠慮いただく旨掲載されております。ただし、車内での休憩や仮眠の車中泊は別とされているところでもあります。そのため、車中泊をされる際、テントを張ったり、テーブルやタープなどを広げること、あるいはトイレやベンチで寝たりする行為というのは宿泊目的と思われるため、マナー違反とされている状況にあります。

また、ごみの問題につきましてでございますけれども、道の駅における現状についてですが、メルヘンの丘めまんべつでは町の指定ごみ袋の販売を行い、併せて、ごみの分別ボックスを設置しています。ただし、各市町村でのごみの仕分けのルールが異なっていることもあり、分別がうまくいってないことがあるとは聞いておりますが、ごみの不法投棄がなされている状況にはないと、そのようにお伺いしております。

ノンキーランドひがしもことでは自動販売機の横に空き缶、空き瓶などリサイクル品の回収箱を設置しておりますが、メルヘンの丘めまんべつ同様、特にマナーが悪い、あるいは不法投棄があるといった状況についてはないと、そのようにお伺いしております。

現状におきましては、両地区道の駅において車中泊をされている方々がいらっしゃる状況ではありますが、大空町におきましては、駐車場におけるマナー違反の宿泊やごみの不法投棄など、大きなトラブルにはない状況であります。

次に、福祉施設、サービス事業所の現状についてお答えします。

食材費の値上げに伴う影響については、献立の変更や代替食材の使用などにより事業所ごとに工夫をされている状況もあり、影響は少ない見込みであります。しかしながら、厨房業務を外部に委託している事業者は、契約更新の際に委託費が上昇してしまうということが懸念されています。

今後、値上がりする食材が増加していくこともあり得ることから、事業者の努力だけに期待することには限界があると認識しているところであります。

続いて、光熱費の影響をご説明いたします。

特別養護老人ホームの二つの施設では、電気代及び燃料代について令和4年度分の試算したところ、各施設で前年度比170から190万円程度の上昇が見込まれています。障害者のグループホームでは前年度比50万円程度の上昇が見込まれているところであります。

また、医療機関についてですが、入院病床を持つ医療機関は電気代及び燃料代について令和4年度分の試算で前年度比370万円程度の上昇が見込まれており、施設の規模が大きくなるほど影響額は大きくなる傾向にあります。

いずれも経営に大きな影響があり、介護施設の全国組織から支援要望が発出されているところでもあります。これらの状況を受け、すでに支援策の内部検討を行うよう指示しているところであります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 車中泊の利用の現状をお聞かせいただきました。

両地区の道の駅の現状も聞いて。幸いなのがごみとかの問題は大きなことは起きていないと。国土交通省の見解もお聞かせをいただきました。あくまでも休憩、仮眠をする施設であって、登録は国交省が行っているものですからそのことも存じておりますが、それでも宿泊で利用している方、説明であったようにキャンピングカーを多く見る機会が増えたなど、そのように感じております。

私はやはり、そういうニーズに合ったものの整備も検討していく必要があるのではないかと。日本RV協会というものがあるのですが、そちらの資料を拝見させていただくと以前の調査では9割の方が道の駅を宿泊に利用したという回答もあって、そして、今回の調査ではRVパークを使用したというのが59.6%という回答がございました。

7月時点で全国の274カ所に整備されていて、近隣の自治体、管内でも整備が進んでおります。美幌においては市街地区、あと峠の湯。そして、清里、弟子屈、最近では阿寒だったと思いますが、そのように道の駅にRVパークを整備されております。

私としても、やはりそのようなキャンピングカーユーザーをはじめ需要が深まる中、そういう場所を整備する必要があるのではないかと。既存のものを活かしてでもいいですから、そのように検討するべきではないかと思っております。

また、RVパーク協会というものがあるのですが、申請料が3万円程度で登録が年間1万円です。趣味の方、もちろん町長もそうだと思いますが、やはり好きなことはホームページやインターネットでよく拝見します。

また、趣味の方はお金も使っただけですし、旅行をしていただくということは観光の起爆剤になるということで自治体も整備し始めております。そのようなことからぜひ検討していただきたいと思いますし、そのことについてどのようにお考えか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町長 RVパークでございますけども、一般社団法人日本RV協会の認定施設の基準で申し上げますと、快適に安心して車中泊ができる施設であること。そのため、駐車スペース、24時間利用可能なトイレ、100ボルト電源が使用可能であること、入浴施設が15キロ圏内にあることなどの条件を満たした施設とされているところでございます。

現在の全国における認定施設数は282件で北海道では20件、うちオホーツク管内の設置件数は先ほど議員もおっしゃられました美幌、そのほか清里町、遠軽町の3件となっております。全国各地の温泉、旅館、道の駅、遊園地など、さまざまな施設においてRVパークの整備が進められているという状況になっております。

町としての道の駅における車中泊に対する考えは、やはり仮眠、車中泊の基準が曖昧なこと、道の駅はあくまでも休憩を前提としており長時間の駐車はほかの利用者が駐車できなくなる可能性もあるため、積極的には推奨していないところでありますが、だからといって排除する、そういった考えも持っているわけでもありません。すでに24時間トイレが完備されている道の駅、あるいは両地区のキャンプ場、そういったところを代替して使用していただければよいのではないかなと私的には思っているところでございます。

仮にRVパークの整備を検討することとした場合には、まず町内でどこにそのRVパークを設置するかということ、トイレの整備をどう考えるか、駐車スペース、電源設備、それと料金徴収、管理体制、そういった課題というものが山積しているものと認識しているところでございます。

以上、RVパークに対する私の考えについて、ご答弁させていただきます。

◇議長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長より見解もお聞かせいただきました。確かに課題が山積しているのだろうと。場所はどうかと。またRVパークの定義も教えていただきました。24時間利用できるトイレ、入浴施設15キロ以内とか細かい点もお聞かせいただきました。

確かに課題は山積しているのですが、ほかの自治体も整備していますし、先進事例なども参考にしてぜひ検討していただければと思います。車中泊の利用については、これで終わります。

続いて、物価高騰、原油価格の高騰に対する福祉施設の支援について、再度質問をさせていただきたいと思います。

町長からご説明いただいて両地区の特養、光熱費が170万から190万円。とすごい金額だと今聞いてびっくりしているところでございます。

また、やはり食材費が上がっている中、委託料で賄うというのは大変なことだろうと。

今後、何かしらの支援を打たなければいけないと思いますし、また、障害者のグループホーム光熱費が150万だとお聞かせをいただきましたが、それについて内部で検討するように指示をしたと。まずそのことについては評価したいと思うのですが、実際に財源としては先ほど出た国の地方創生臨時交付金6,000億が自治体に配分ということなので、うちの自治体は未定ということと

ございましたが、この地方創生臨時交付金の使途の拡大もなったので、福祉の給食費、光熱費に充てることもできると国のホームページでも確認させていただいたのですが、そのようなことでもありますし、各市町村の判断で、そして議会の議決は当然ですが議会を経て実施をするということではありますが、すでに大変な経営状況でございますから一部実施している自治体もございます。

記事とかニュースとか拝見したので何点かお伝えしたいと思うのですが、新潟県の柏崎市、光熱費が10万以上増額した場合、事業場に対して10万円か20万、規模によりますが支援をしていると。また、ほかの自治体で神戸市、こちらは具体的です。入所系のサービスですが入居者1人あたり1日90円、通所系が1日あたり1人あたり30円と具体的な支援をしております。あと東京都の小平市については、光熱費が増額した分一律事業所に10万円と。各自治体でいろいろばらつきはあるのですが、そのように先行して行っているところもあるので、そういうものを参考にしながら進めていただきたいと思います。

なぜ至急、支援しなければいけないかといいますと、介護報酬は決まった額しか入らないので、また物価高騰に対して改正、加算とかもないのです。障害者の分野もそうですし、また、コロナ禍の影響もあって利用が落ち込んでいるのもありますし、また体調が悪いと休んでいただく、そうしたらその分は入らないので両地区の法人、特に施設系は金額を聞いても大きいので緊急、できるだけ早い段階で事業者とも協議していただきながら支援をしていただきたいと思います。改めてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずRVパークについてでございますけども、私もキャンプとか、あるいは車中泊とかするものですから、基本、車中泊をするときには大体道の駅を活用させていただいておりますけども、そういったものが整理できれば1番いいことにこしたことはないですけども、まずは既存のもの、そういったものの有効活用を考えながら行っていききたいと思います。

ただ、RVパークの近隣の整備状況だとかそういった調査につきましては、今後も続けてまいりたいとそのように思っております。

続きまして、町内福祉施設等への原油高騰等に対する支援でございます。

地方創生臨時交付金を活用した物価高騰及び原油高騰対策につきましては、今回の定例会において、一部補正予算として提案することとしております。

それは先ほども申し上げましたように非課税世帯への商品券や全子育て世帯の商品券の給付、あるいは省エネ機器の購入補助であるとか、運輸事業者への支援事業、そういったものも今回提案させていただいております。

今後も改めてご提案すべく福祉施設、医療施設等への支援を含め、あらゆる分野で検討してまいりたいと、そのように考えております。

具体的に申し上げますと、福祉施設等への支援につきましては入所施設、それと有床病院、それを中心に検討させていただいているところでございます。全国的な実例を見ますと、確かに市町村が実施する支援策もありますが、一方では県単位で支援する。例えば愛知県や宮城県のように都道府県が実施する例

ありますので、これについては北海道の今後の動き、そういったものも十分に情報収集し、必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

支給の考え方、先ほどの1人あたり何十円だとか、そういった細かな積算というのもありましょうし、私どもの施設、入院病床のある病院1床、入所施設、高齢者では2床、障害者では、2施設の1施設ということで、その施設の規模に応じて一律何ぼというそういった支援の仕方もあるかと思えますけども、増額になる全てをこの支援で補えると思っておりませんが、その負担を少しでも和らげてあげられるような、そういった支援を検討してまいりたいと考えております。検討中の支援策の内容が固まりましたら、また改めて議会にご協議させていただきますので、その際には何とぞご指導、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。全額負担というのは難しいのはもちろん承知していますし、内容が固まり次第、議会にも諮りながら進めていただきたいと。そして私たちの町は福祉サービス、社会資源、限りがございますので、経営が苦しくなってしまうと本当に困る方が出てしまうと。そのようなこともありますのでしっかり事業所とも協議をしながら、具体的なものが決まったら、先に言ったように進めていただけたらと思います。

以上で一般質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大空町の地域包括ケアシステム、これをしっかりと確立していくためには医療、そして福祉というものが何よりも大切であると私はそのように考えておりますので、しっかり、その部分については支援をしていきたいと思っておりますので、どうぞまたご理解よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後2時50分)

令和 4 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 4 年 9 月 1 3 日
- ・ 開 会 令和 4 年 9 月 1 3 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 9 月 1 4 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
総務課参事		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
移住・定住支援室長		総務課主査
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
生涯学習課参事		
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和4年9月14日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第66号 町道路線の認定、廃止及び変更について
- 日程第3 議案第67号 物品の購入について
- 日程第4 議案第68号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第69号 令和4年度大空町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第70号 令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第71号 令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第72号 令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 認定第1号 令和3年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 令和3年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 令和3年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 令和3年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第8号 令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 発議第16号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書
- 日程第18 発議第17号 消費税インボイス制度の実施中止を求める要望意見書
- 日程第19 報告第8号 令和3年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日程第20 報告第9号 令和3年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第21 報告第10号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一 正	教育委員会教育長	関 谷 正 樹
代表監査委員	近 藤 克 郎	農業委員会会長	石 田 正 俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章 夫	福祉課長	宮 田 栄
総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	佐 薙 清 美
会計管理者	阿 部 雅 浩	産業課長	作 田 勝 弥
総務課長	林 敏 美	産業課参事	中 村 直 樹
総務課参事	稲 川 浩 司	建設課長	高 島 清 和
総務課参事	佐 川 雅 仁	建設課参事	山 本 純 生
総務課参事	小 堀 弘 樹	住民福祉課長	山 本 晃
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	総務課主査	安 念 真 人
住民課長	星 加 政 志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅 野 洋 治	生涯学習課参事	砂 金 英 樹
生涯学習課参事	村 山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井 上 透
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平 田 義 和	事務局主幹	田 中 学
------	---------	-------	-------

以上のとおり報告する。

令和4年9月14日

大空町議会議長 原 本 哲 己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎会議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 4 年第 3 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、2 番、川村淳議員及び 3 番、福田淳一議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 66 号

◇議 長 日程第 2、議案第 66 号、町道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書 1 ページです。議案第 66 号、町道路線の認定、廃止及び変更について。

道路法第 8 号第 1 項、第 10 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり町道路線を認定、廃止及び変更したいので、第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。令和 4 年 9 月 13 日提出、大空町長、松川一正。

記 1、認定する路線。

路線番号 4077。

路線名、開陽旧道 1 号線。

起点、国道 334 号交点。終点、道道福住女満別線交点。

等級、その他。

路線番号、4078。

路線名、開陽旧道 2 号線。

起点、国道 334 号交点。終点、日進開陽線交点。

等級、その他。

2、廃止する路線。

路線番号、4050。

路線名、開陽旧道線。

起点、女満別開陽187番2地先。終点、女満別開陽180番1地先。

等級、その他。

2ページをお開きください。

3、変更する路線。

路線番号、4039。

路線名、大成西21線。

区分、新。起点、道道福住女満別線交点。終点、女満別大成323番2地先。

区分、旧。起点、女満別大成313番地先。終点、女満別大成270番地先。

等級、その他。

路線番号、4051。

路線名、開陽集荷場線。

区分、新。起点、道道福住女満別線交点。終点、開陽旧道1号線交点。

区分、旧。起点、女満別開陽189番1地先。終点、女満別開陽186番1地先。

等級、その他。

以上、5路線について認定、廃止及び変更を行うものです。内容につきましては定例会参考資料により行いますので、定例会参考資料1ページをお開きください。

議案第66号関係。1、町道路線の認定について。

上段の図は路線番号4077、開陽旧道1号線になります。当該路線は現状としまして起点側の一部が未認定の道路となっており、終点側については開陽旧道線と開陽集荷線の一部で構成される路線であります。このため、路線を一つにまとめ新たに新規路線として認定するものです。

下段の図は、路線番号4078、開陽旧道2号線になります。当該路線は現状としましては国道334号の重複区間になります。現在、国道334号の線形改良工事が行われており、数年後には図面の点線のラインに変更される予定のため、現道からの隣接地アクセスを確保するため、町道として路線認定を行うものです。

2ページをお開きください。

2、町道路線の廃止について。路線番号4050、開陽旧道線については、新たに認定する開陽旧道1号線と全区間が重複することから廃止するものです。

3ページをご覧ください。

3、町道路線の変更について。上段の図、路線番号4039、大成西21線です。当該路線は大成地区にある民間企業の馬鈴薯貯蔵施設につながる行き止まりの路線となっており、終点部については沿道の両側が施設の倉庫群となっているため、通行車両は施設利用者に限定されております。また、施設への馬鈴薯搬入時期には搬入車両が混雑することから、施設作業との兼ね合いから交通安全上危険な状況があります。このため、道路利用者が限定的な終点区間について施設利用者の安全確保と土地利用向上を図るため、一部廃止し、延長を

減ずる変更を行うものです。

下段の図は、路線番号４０５１、開陽集荷場線については、新たに認定する開陽旧道１号線と終点部の一部が重複することから、一部廃止の変更を行うものです。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６６号、町道路線の認定、廃止及び変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６６号、町道路線の認定、廃止及び変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第６７号

◇議 長 日程第３、議案第６７号、物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書３ページでございます。議案第６７号、物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。令和４年９月１３日提出、大空町長、松川一正。

記、１、購入する物品の種類及び数量、除雪トラック４トン級１台。

２、購入の方法、指名競争入札。

３、購入の金額、２，６４０万円。

４、購入の相手方、北見市東三輪１丁目２８番地２、ＵＤトラックス道東株式会社北見支店、支店長、前田透。

購入を予定している車両は、現在、夏は道路維持作業車として、冬は砂散布車として使用している平成９年度に購入したトラックの更新車両とするものであります。

現有車両は購入から２５年が経過しており、重要部品の交換が必要な修繕に

つきましては、メーカーからの部品供給が終了しているものもあり修繕期間が長期になることから更新を行うものであります。

また、更新車両については、夏の道路維持作業、冬の砂散布のほか除雪作業への活用が可能となるようにマルチプラウを装着した除雪車とすることで除雪体制の強化を図るものであります。

購入車両の配置は、女満別除雪センターを予定しております。

購入に係る入札につきましては、令和4年8月23日に指名競争入札を実施し、8月26日に仮契約を行ったところであります。

納入期限につきましては、令和5年3月31日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、UDトラックス道東株式会社北見支店、東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店、東北海道日野自動車株式会社北見支店の3者を指名しましたが、東北海道日野自動車株式会社北見支店から入札参加への辞退がありましたので、2者で入札を執行いたしました。入札の結果、UDトラックス道東株式会社北見支店が落札したところであります。契約の金額は2,640万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は240万円となっております。

定例会参考資料5ページに購入予定車両の図面を掲載しておりますので、ご参照願います。なお、購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号、物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第67号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第68号

◇議 長 日程第4、議案第68号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇**総務課長** 議案書 5 ページでございます。議案第 68 号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 4 年 9 月 13 日提出、大空町長、松川一正。

7 ページから 10 ページにつきましては、改正条文でございます。内容につきましては参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の 7 ページをお開き願います。

大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。

このたびの改正は、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立の支援を図るため、国家公務員の育児休業等に関する制度、また、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえまして、取得要件の緩和など育児休業をとりやすい環境を整備するものでございます。

改正内容ですが、項目の 1 つ目、育児休業をすることができない職員の規定につきまして、丸の 1 つ目ですが、非常勤職員における子の出生後 57 日以内の育児休業取得要件の緩和でありまして、現行制度、「子が 1 歳 6 カ月を超える任用期間である者」を「子の出生後 57 日目から 6 カ月を超える任用期間である者」として、取得の要件であります任用期間を短縮するものです。

次に、育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日等ですが、非常勤職員の育児休業取得の柔軟化ということで、状況に応じて夫婦交代での取得を可能とするものです。具体的には育児休業を延長する場合の開始日についてであります。現行「1 歳到達日または 1 歳 6 カ月到達日の翌日」に固定されていたものを「1 歳から 1 歳 6 カ月、または 1 歳 6 カ月から 2 歳の期間内において配偶者の育児休業期間が終了する翌日以前の日」に改めます。

下段に移りまして、育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きの規則で定める期間を基準として条例で定める期間であります。育児休業法の改正に伴いまして、関係条文を削除するものです。

8 ページをお開き願います。育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きの条例で定める特別の事情についてですが、育児休業法の改正により、2 回まで育児休業を取得できるようになりますことに伴いまして、育児休業等計画書の申し出が不要となりますことから条文を削除するものです。

次に、育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の規則で定める期間を基準として条例で定める期間であります。この規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間につきまして 57 日間とするものです。これは産後休暇が別途出産後 8 週間ありますことから 57 日間とするものでございます。

最後に、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情であります。育児休業法の改正に伴いまして、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に名称変更するものです。

なお、施行期日につきましては、それぞれ令和 4 年 10 月 1 日としていたるところです。

以降 9 ページから 13 ページにつきましては新旧対照表でございますので参

照いただければと存じます。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第68号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第68号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第69号

◇議 長 日程第5、議案第69号、令和4年度大空町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書11ページでございます。議案第69号、令和4年度大空町一般会計補正予算(第3号)。

令和4年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億292万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億8,800万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和4年9月13日提出、大空町長、松川一正。

13ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、町税に4,174万2,000円追加。11款、地方交付税に1億9,086万1,000円追加。15款、国庫支出金に9,569万2,000円追加。16款、道支出金に1億3,744万7,000円追加。17款、財産

収入に72万円追加。19款、繰入金から8,425万8,000円減額。21款、諸収入に2,950万5,000円追加。22款、町債から878万6,000円減額。歳入合計は4億292万3,000円を追加し、90億8,800万4,000円とするものです。

14ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に1億4,189万5,000円追加。3款、民生費に4,207万3,000円追加。4款、衛生費に4,582万8,000円追加。6款、農林水産業費に1億4,381万円追加。7款、商工費に2,380万円追加。8款、土木費につきましては、財源の振り替えのみで補正額はありません。10款、教育費に375万5,000円追加。12款、職員給与費に176万2,000円追加。歳出合計は4億292万3,000円追加し、歳入合計と同額とするものです。

15ページをご覧ください。第2表、地方債補正。1、変更です。

臨時財政対策債は、限度額を878万6,000円減額し、5,116万5,000円に変更しています。地方交付税算定の結果、当初の見込みより減額となったものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、24、25ページをお開き願います。なお、今回の財源調整のため基金の繰り入れをやめるなど、財源振替のみで補正額のないものにつきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。あらかじめご了承ください。

2款1項3目、文書広報費の12節、ホームページシステム更新委託料700万円の追加は、本町のホームページをリニューアルするものです。

7目、企画振興費の7節、移住広告プロジェクト報償費30万円は、移住広告発信業務の一環として、企業へのインターンを支援するものです。

9目、財政調整等基金費の24節、公共施設等整備基金積立金1億3,459万5,000円は、今後の公共施設の維持管理、整備の財源を確保するため積み立てるものです。

3款1項1目、社会福祉総務費、子育て特別給付金支給事業の22節、前年度子育て特別給付金給付事業費補助金返還金492万円と次の事務費補助金返還金172万7,000円は、事業費の確定による国への返還金です。次の高齢者世帯等生活支援事業、10節、消耗品費1万1,000円、11節、郵便料9万4,000円、12節、非課税世帯抽出業務委託料77万円、高齢者世帯等生活支援業務委託料1,225万3,000円の追加は、コロナ禍における物価の高騰による影響などを踏まえまして、住民税が非課税である高齢者世帯などに1世帯につき1万2,000円分の商品券を支給するものです。

2目、老人福祉費の27節、介護保険事業勘定特別会計繰出金12万8,000円は、低所得者の保険料軽減などに伴う負担金の増によるものです。

3目、障害者福祉費22節、前年度障害者自立支援医療費国庫負担金返還金に20万2,000円から4つ下の前年度障害児入所給付費等道費負担金返還金20万5,000円まで、総額1,214万9,000円の追加。

また、1番下の2項1目、児童福祉総務費の22節、26、27ページに移りまして、27ページの1行目でありますけれども、前年度子育て支援交付金

国庫補助金返還金 20万8,000円につきましては、それぞれ令和3年度事業費の確定、精算によります国、北海道への返還金でございます。2行目の子育て世帯生活支援事業、11節、郵便料 28万7,000円と12節、委託料 830万3,000円は、先ほどの高齢者世帯などへの支援と同様、物価高騰などによる影響を踏まえまして、子育て世帯に対し、子ども1人につき8,000円分の商品券を支給するものです。

2目、児童措置費の22節、前年度子ども・子育て支援事業費補助金返還金 2万3,000円は、令和3年度に行いました児童手当制度改正に伴うシステム改修の執行残を精算するものです。次の12節、広域入所委託料 120万円は、他市町村の保育所などへの入所委託に関するものですが、新規の利用者により不足が見込まれますことから追加するものです。

4款1項1目、保健衛生総務費の18節、網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業負担金 485万円は、脳神経外科診療の維持にあたりまして、近隣の自治体と連携し、運営費を負担するものです。

2目、予防費の7節、集団接種報償費 237万8,000円、10節、消耗品費など需用費 126万6,000円、11節、郵便料など役務費 245万1,000円、12節、予防接種委託料など 3,132万8,000円、13節、会場使用料など 37万9,000円は、新型コロナウイルスオミクロン株対応のワクチン接種に係る費用につきまして追加するものです。18節、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害医療手当 7万4,000円は、ワクチン接種副反応による健康被害に対応するものです。次に22節、過年度風しん抗体検査国庫補助金返還金 10万2,000円は、事業費の精算によるものです。

28、29ページをお開き願います。3目、環境衛生費の27節、簡易水道事業特別会計繰出金 300万円は、水道施設の維持補修などに対応するものです。

6款1項3目、農業振興費の18節、産地生産基盤パワーアップ事業補助金 8,416万円は、てん菜共同育苗施設を増築とするものです。次の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 5,044万9,000円は、豆類の複数年契約による安定生産、病虫害抵抗品種の作付拡大、作業の省力化を図る農器具などを導入するものです。

2項1目、林業総務費の7節、熊駆除謝金 10万円は、熊駆除に係る出動捕獲件数の増によるものです。次の18節、緑豊かな森づくり事業補助金 910万1,000円は、造林、下刈り、除間伐などに係る補助率上限額を見直しまして、計画的な森林整備を促進するものでございます。

7款1項1目、商工業振興費の18節、ポイントカード事業補助金 50万円は、町内商工事業者の売り上げ回復などを図るため、買い物スタンプラリーなどの実施を補助するものです。次の18節、起業化支援事業補助金 300万円は、起業する事業者に対して経費の一部を補助するものですが、不足が生じる見込みでありますことから増額するものです。その下、大空町省エネルギー機器等購入推進事業補助金 900万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業者の経営安定と消費拡大を図るものです。次の18節、大空町原油価格高騰対策運送事業者等支援金 830万円は、原油価格の高騰により経営に影響を受けております運送事業者を支援するものです。

2目、観光費の18節、芝桜活性化対策補助金300万円は、本町の貴重な観光資源であります藻琴山温泉芝桜公園の芝桜苗を購入するなどし、活性化を図るものです。

10款1項2目、事務局費の18節、30、31ページに移りまして、31ページ1行目の町立学校体育文化振興補助金187万5,000円は、体育文化活動における各種競技大会などへの参加費用を補助するものですが、不足が生じる見込みでありますことから増額するものです。

3目、奨学金の7節、奨学金返済支援金23万円は、新規申請件数の増によりまして追加するものです。

4項1目、高等学校管理費の14節、女満別校舎暖房用ボイラー改修工事165万円は、校舎の熱交換器に不具合がありますことから改修するものです。

12款1項2目、会計年度任用職員費の18節、福祉協会負担金に2万2,000円の追加は、地方公務員等共済組合法の改正によりまして、10月1日から非常勤職員が共済組合員として適用拡大となることに伴うものです。次の1節、報酬から8節、費用弁償まで総額174万円の追加は、新型コロナウイルスワクチンの接種にあたりまして、会計年度任用職員を雇用するものです。

続きまして歳入の説明をしますので、20、21ページをお開き願います。

1款1項1目1節、個人町民税の均等割額から3万1,000円の減額は、納税義務者数の減によるもの。次の所得割額に349万3,000円の追加は、主に譲渡所得が当初の見込みを上回ったことによるものです。

2項1目1節、固定資産税、土地31万9,000円の増と、その下の家屋76万3,000円の減額は、それぞれ賦課額の確定によるものですが、次の償却資産に3,804万円は、農業用機械等の取得、LCCの新規就航などによる増額です。

3項1目1節、原動機付自転車1万9,000円、次の軽自動車等66万5,000円は、主に登録台数が増えたことによるものです。

11款1項1目1節、普通交付税に1億9,086万1,000円の追加は、普通交付税の確定によるものですが、主に個別の単位費用、積算単価の増、また、国による臨時財政対策債の発行が減となりましたことから、結果、交付税が増額となったことによるものでございます。

15款1項2目4節、広域入所事業負担金60万円は、新規利用者の増に係るものです。

3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,390万6,000円は、ワクチン接種にあたりまして国から負担されるもの。次のワクチン予防接種健康被害給付費負担金7万4,000円は、ワクチン接種の副反応による健康被害にかかるものです。

2項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,083万2,000円は、ワクチン接種業務に係る国からの補助金です。

6項1目1節、地方創生臨時交付金5,028万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策などに係る国からの交付金です。

16款1項1目4節、広域入所事業負担金30万円は、先ほどの国庫負担金と同様であります。利用者増による北海道の負担金です。

2項2目1節、高齢者世帯等生活支援事業費補助金253万8,000円は、

住民税非課税の高齢者世帯などに商品券を支給する事業に係る北海道の補助金です。

4目1節、産地生産基盤パワーアップ事業補助金に8,416万円の追加は、てん菜共同育苗施設整備に係るもの。次の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金5,044万9,000円は、畑作の生産性向上、作業の省力化などを図る取り組みに係る北海道からの補助金です。

17款1項2目1節、公共施設等整備基金利子72万円は、基金積み立てに係る利子分でございます。

22、23ページをお開き願います。19款1項2目1節、公共施設等整備基金繰入金から1,342万4,000円減額。

次の3目1節、地域福祉・医療基金繰入金から4,542万9,000円減額。

4目1節、子ども未来づくり教育基金繰入金から3,450万6,000円の減額は、それぞれ今回補正の財源調整によるものです。

次の5目1節、森林環境譲与税基金繰入金に910万1,000円の追加は、森林整備に係る補助制度見直しの財源として活用するものです。

21款4項11目1節、雑入の前年度障害者自立支援医療費道費負担金精算金4万5,000円から、この節の最後、前年度広域入所事業道費負担金精算金3万2,000円まで、総額2,950万5,000円の追加は、前年度事業費の確定によるものです。

22款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8番、三條議員。

◇三條議員 8番。何点か教えていただきたいと思います。

歳出の25ページの移住・定住促進事業の移住広告プロジェクト報償費30万円ということで、企業のインターン云々という説明があったのですが、詳しく説明していただきたいと思います。

それから29ページの有害鳥獣駆除推進事業の10万円。今年度の熊の出没状況と駆除の状況等について、教えていただければと思います。

31ページの奨学金返済支援事業。奨学金の返済支援金として23万円計上されていますが、内訳を詳しく説明いただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

◇議 長 秋葉移住・定住支援室長。

◇移住・定住支援室長 三條議員のご質問にありました移住広告プロジェクト報償費についてご説明したいと思います。

この移住広告につきましては、6月の定例会で補正いただきました移住広告

発信事業にかかわる内容の作成にかかわる部分でございます。6月の定例会の説明の中では、内容については現在、当室が所管しておりますホームページのオオゾライフの内容を再構築して発信するという事で進めておりますが、外資系の広告代理店、ニューヨークに本体がありますR/GA東京という外資系の広告代理店が大空高校の高校生の取り組み、探求授業に大変興味を持っていただきまして、R/GA東京のほうから大空高校の高校生をモデルに地域課題に取り組む、探求するようなことをやらせていただけないかという依頼がありました。その中で、丸ごと町をプロトタイプするという事で、大空町、R/GA東京、そして大空高校三位一体となって新しい課題を解決していこうという事で、現在、プロジェクトを進めてきております。

その中で、そのプロジェクトのテーマは総合戦略にございます関係人口の創出というところで、総合ビジョン、総合戦略の中に出しております関係人口をどういうふうに増やしていったって、各種施策に人々を流動させるかということを経験して重要なテーマということで設定をいたしまして、高校生とR/GA東京が共同でプロジェクト、アイディアをつくり上げていこうということです。

そのプロトタイプというものが、どういうものなのかというと、要するに実装段階に入る前のプロトタイプという言葉がよくありますが、試作をしながらトライアンドエラー、いろんな失敗を繰り返して形をつくっていく過程のことでありまして、今回、高校生が外資系の広告代理店のR/GA東京の協力を得ながら地域課題を解決していくと。その中で12月にアイディアをプレゼンテーション、発表させて、選ばれた優秀なアイディアに対して、R/GA東京のほうから、うちの会社で高校生のインターンシップを受けてもいいよというようなお話がありましたものですから、こういう機会めったにございませんので、インターンシップに行く費用の一部を町が支援をしていくということで、今回、補正計上させていただきました。

あくまでも高校生がターゲットではありますが、移住定住につなげていく広告発信事業の内容として、こういう町の中の取り組みを発信していくことが移住につながるというふうに考えておりまして、当室の予算の中でということで計上させていただいております。

以上です。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條議員のご質問にお答えしたいと思います。

有害鳥獣駆除推進事業でございますが、今年度の熊の出没状況と駆除頭数でございますけれども、まず熊の出没状況でございますが、昨年は女満別、東藻琴合わせて33件の出没があったわけですが、今年度につきましては、女満別24件、東藻琴23件、合わせて47件の確認がされているところでございます。また、熊の駆除頭数ですが、昨年は1頭の駆除でございますけれども、今年は2頭駆除している状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 菅野生涯学習課長。

◇生涯学習課長 三條議員のご質問について、奨学金支援事業に関する補助金の関係ですが、奨学金の貸付けを受け、就学した者が大空町に居住し、かつ就労した場合に奨学金の返済に要した費用の一部を支援することで、人材の確保と定住促進につなげることを目的としている事業でございます。対象者につきましては、奨学金を受け大学に進学し卒業した者。また、基準日において1年以上大空町に居住する者であって、基準日以降についても1年以上居住する見込みの者。また、基準日に属する年度の前年度の収入が350万円未満。また、所得が236万円であることなどの対象基準となっております。

補助額につきましては、補助額の交付を受ける年度の前年度に返済した奨学金の返済額の3分の2以内の額として20万円を上限としてございます。ただし、大空町奨学金貸付条例による奨学金を含む複数の奨学金の返済を行った場合は25万円を限度としてございます。

今後、現在9名の貸付による補助申請者がございまして、6名につきましては補助の支出を行ってございます。残り3名の申請者に対する補助の不足分が生じていることから23万円の増額補正を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。

5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ページ数を 29 ページでございます。

商工費の１８節、負担金補助の関係で新型コロナウイルス対策の経済対策事業ということで、大空町省エネルギー機器等購入推進補助金を計上されています。この関係につきましては大変いい事業だと思っているところでございますが、昨今、機器の部品の中でＩＣチップとかが不足していて、なかなか部品が入らなく製品が購入できないということで、補助手続きをしても期限までに手元に届かないで補助手続きができないということで、この場合は９月定例会議決後ですのであと半年という状況でございます。そういう社会環境の状況も踏まえた対応もされているのかどうか、そこら辺について、ご説明お願いしたいと思います。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 鈴木議員のご質問に対して、ご答弁したいと思います。

新型コロナウイルス感染症の経済対策事業といたしまして、大空町省エネルギー機器等購入推進事業補助金を今回補正させていただいているところでございますけれども、これにつきましては町内の耐久消費財の消費喚起及び事業者の支援ということもございまして、令和3年度の繰越予算で1回実施いたしました。その予算につきましては全額要望があったため、改めて追加で今回補正をしたものでございます。

今、議員がおっしゃられていました半導体とかＩＣチップの不足の環境のことから、一部の製品におきましては納品が難しいという物もございますが、一

応要望いただいた町民の皆様には、省エネの対象になっている同様機種の対応できるもので年度内に完了できますよう、よろしくお願ひしたいということで、そういったご質問があったときにはそういった形で対応しております。

予算も国の繰越予算ということもございまして、年度内の完結が必要なことがあるものですから、そういった形の対応で、省エネの対応機種であれば別な機種でも対応は了とするということで事業を進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第69号、令和4年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第69号、令和4年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第70号

◇議 長 日程第6、議案第70号、令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書35ページでございます。議案第70号、令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,445万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年9月13日提出、大空町長、松川一正。

議案書37ページでございます。第1表。歳入歳出予算補正。歳入です。

5 款、繰入金に 7 8 万 7, 0 0 0 円を追加。歳入合計は 7 8 万 7, 0 0 0 円を追加し、1 1 億 5, 4 4 5 万 3, 0 0 0 円とするものです。

3 8 ページをお開き願います。歳出です。

7 款、諸支出金に 7 8 万 7, 0 0 0 円を追加。歳出合計は 7 8 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、4 4 ページ、4 5 ページをお開き願います。

7 款 1 項 1 目、保険税還付金及び還付加算金の 2 2 節、償還金利子及び還付加算金に 3 0 万円の追加は、国民健康保険加入者が所得を更正した場合やさかのぼって社会保険に加入した場合、保険税の再計算の結果、過年度分について歳出予算から還付を行うものであり、今後の事案発生見込みにより追加するものです。

7 款 1 項 2 目、返還金の 2 2 節、前年度国庫支出金返還金に 9 万 3, 0 0 0 円の追加は、令和 3 年度国民健康保険災害等臨時特例補助金の実績確定に伴い、超過交付額を返還するものです。同じく前年度特定健康診査等負担金返還金に 3 9 万 4, 0 0 0 円の追加は、令和 3 年度の特定健診受診者数の実績が負担金新生児の予定人数よりも減少したことに伴い、超過交付分の負担金について返還するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、4 2 ページ、4 3 ページをお開きください。

5 款 2 項 1 目、国民健康保険基金繰入金に 7 8 万 7, 0 0 0 円の追加は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 0 号、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 0 号、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり決可決さ

れました。

◎日程第 7 議案第 7 2 号

◇議 長 日程第 7、議案第 7 1 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 4 7 ページをお開きください。議案第 7 1 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）。令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 1 1 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 8, 7 7 1 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 4 年 9 月 1 3 日提出、大空町長、松川一正。

4 9 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3 款、国庫支出金に 3 8 万 9, 0 0 0 円を追加。7 款、繰入金から 7 5 0 万 4, 0 0 0 円を減額。歳入合計は 7 1 1 万 5, 0 0 0 円減額し、7 億 8, 7 7 1 万 2, 0 0 0 円とするものです。

続いて、5 0 ページでございます。歳出です。

4 款、基金積立金から 2, 6 6 1 万円を減額。5 款、諸支出金に 1, 9 4 9 万 5, 0 0 0 円を追加。歳出合計は 7 1 1 万 5, 0 0 0 円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出から説明しますので、5 6、5 7 ページをお開きください。歳出です。

4 款 1 項 1 目 2 4 節、介護保険基金積立金から 2, 6 6 1 万円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

5 款 1 項 2 目 2 2 節、償還金利子及び割引料に 1, 9 4 9 万 5, 0 0 0 円の追加のうち、前年度介護給付費交付金返還金から前年度地域支援事業支払基金交付金返還金までの 5 行は、令和 3 年度における介護保険給付費の確定に伴い、国や北海道、社会保険診療報酬支払基金並びに一般会計に対し、それぞれ定められた負担割合で交付された負担金等の超過分を返還するものです。1 番下の行です。過年度財政調整交付金返還金として 1 2 1 万 3, 0 0 0 円の追加は、令和元年度における介護給付費財政調整交付金の算定処理過程で過大交付が判明いたしましたので、国及び北海道負担分の額の確定に伴い、超過分を返還するものでございます。

続いて、歳入の説明を申し上げますので、5 4、5 5 ページをお開きください。

3 款 2 項 2 目 3 節、過年度分地域支援事業交付金に 3 8 万 9, 0 0 0 円の追加は、認知症総合支援や生活支援などを行う地域支援事業費の補助対象経費確定に伴い、国及び道から追加交付されるものです。

続きまして、7 款 1 項 1 目 1 節、介護給付費繰入金に 9 万 2, 0 0 0 円の追

加は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

同じく３目２節、過年度分低所得者保険料軽減繰入金３万６、０００円の追加は、令和３年度分の消費税に伴う低所得者保険料軽減に対する減収補補填で、国や北海道の負担額の確定に伴いまして不足分が追加となるものです。

同じく２項１目１節、介護保険基金繰入金から７６３万２、０００円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第７１号、令和４年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第７１号、令和４年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。
ここで１０分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午前１１時０３分）

（再開 午前１１時１２分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど議案第６９号の三條議員の質問に対しての答弁に訂正がありますので、これを許します。
作田産業課長。

◇産業課長 先ほど補正予算の中の熊駆除の今年度の件数について、三條議員からご質問があったところでございますが、私、先ほど２頭ということでご報告をさせていただいておりましたが、正しくは４頭、女満別地区３頭、東藻琴地区１頭の合わせて４頭でございました。お詫びして訂正いたします。

申しわけありませんでした。

◎日程第 8 議案第 7 2 号

◇議 長 日程第 8、議案第 7 2 号、令和 4 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 5 9 ページになります。議案第 7 2 号、令和 4 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 4 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 8, 0 0 3 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 4 年 9 月 1 3 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 6 1 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2 款、繰入金に 3 0 0 万円を追加し、歳入合計を 3 億 8, 0 0 3 万円とするものです。

6 2 ページをお開き願います。1 款、総務費に 3 0 0 万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、6 8、6 9 ページをお開き願います。

1 款 2 項 1 目、簡易水道施設管理費 1 0 節、修繕料に 3 0 0 万円の追加は、今後の修繕に備え、追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、6 6、6 7 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金に 3 0 0 万円の追加は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 2 号、令和 4 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算

(第3号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第72号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 認定第1号 から 日程第16 認定8号

◇議 長 日程第9、認定第1号、令和3年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16、認定第8号、令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書71ページでございます。説明にあたりましては、令和3年度大空町各会計歳入歳出決算書も使用しますのでご用意いただきたいと思います。

認定第1号、令和3年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和4年9月13日提出、大空町長、松川一正。

令和3年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。

実質収支に関する調書の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額9億9,063万1,000円。
- 2、歳出総額9億4,012万1,000円。
- 3、歳入歳出差引額2億51万円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額5億1,500万5,000円。

- 5、実質収支額1億9,535万5,000円です。

次に議案書の73ページをお開き願います。

認定第2号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和4年9月13日提出、大空町長、松川一正。

決算書の110ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額10億5,920万5,000円。
- 2、歳出総額10億5,743万2,000円。
- 3、歳入歳出差引額1億77万3,000円。

５、実質収支額１７７万３，０００円でございます。

次に議案書７５ページをお開き願います。

認定第３号、令和３年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和４年９月１３日提出、大空町長、松川一正。

決算書の１３２ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

１、歳入総額１億１，８５３万１，０００円。

２、歳出総額１億１，８３４万円。

３、歳入歳出差引額１９万１，０００円。

５、実質収支額１９万１，０００円。

次に議案書７７ページでございます。

認定第４号、令和３年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和４年９月１３日提出、大空町長、松川一正。

決算書１４６ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

１、歳入総額７億５，１８９万３，０００円。

２、歳出総額７億１，９７３万９，０００円。

３、歳入歳出差引額３，２１５万４，０００円。

５、実質収支額３，２１５万４，０００円。

次に議案書７９ページをお開き願います。

認定第５号、令和３年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和４年９月１３日提出、大空町長、松川一正。

決算書の１７４ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

１、歳入総額６５１万５，０００円。

２、歳出総額５８２万２，０００円。

３、歳入歳出差引額６９万３，０００円。

５、実質収支額６９万３，０００円。

次に議案書８１ページをお開き願います。

認定第６号、令和３年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和４年９月１３日提出、大空町長、松川一正。

決算書の１８８ページでございます。

実質収支に関する調書。

- １、歳入総額３億１，５１７万４，０００円。
- ２、歳出総額３億１，０９８万５，０００円。
- ３、歳入歳出差引額４１８万９，０００円。
- ４、翌年度へ繰り越すべき財源（２）繰越明許費繰越額１０７万円。
- ５、実質収支額３１１万９，０００円。

次に議案書８３ページでございます。

認定第７号、令和３年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和４年９月１３日提出、大空町長、松川一正。

決算書の２０４ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- １、歳入総額４億２９２万２，０００円。
- ２、歳出総額３億９，４４４万５，０００円。
- ３、歳入歳出差引額８４７万７，０００円。
- ４、翌年度へ繰り越すべき財源（２）繰越明許費繰越額６万円。
- ５、実質収支額８４１万７，０００円。

次に議案書８５ページをお開き願います。

認定第８号、令和３年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和４年９月１３日提出、大空町長、松川一正。

決算書の２２０ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- １、歳入総額３，２２６万３，０００円。
- ２、歳出総額３，１２８万９，０００円。
- ３、歳入歳出差引額９７万４，０００円。
- ５、実質収支額９７万４，０００円でございます。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を除く１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、

これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 11 時 30 分)

(再開 午前 11 時 31 分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前 11 時 32 分)

(再開 午前 11 時 44 分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に三條幸夫議員、副委員長に後藤忍議員。

以上とおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第17 発議第16号

◇議長 日程第17、発議第16号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の1ページをお開きください。発議第16号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和4年9月14日提出、大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員です。

3ページでございます。社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化、頻発化する自然災害や日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後

一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えており、今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域生産空間が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時、災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ断続的に確保することが重要です。

よって、次の事項について特段の措置を要望します。

記、1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第16号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第16号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 報告第8号

◇議 長 日程第18、報告第8号、令和3年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会、関谷教育長から令和3年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。菅野生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会側議案書7ページ、報告第8号でございます。

令和3年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について報告を申し上げます。

資料につきましては別冊の令和3年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をご覧いただきたいと思います。

教育委員会の活動状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出することともに、公表しなければならないと規定されております。

このことから、大空町教育委員会では、令和3年度の教育委員会所管の事務について、みずから点検・評価を行ったところでございます。去る8月23日

に開催された教育委員会会議に提出し、議決されたことから、町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものでございます。

報告書の表紙から2枚めくっていただいて1ページからの第1部といたして教育委員会の活動状況を掲載しております。1ページには、教育長及び教育委員名簿。2ページから7ページには、教育委員会会議及び教育委員会協議会の開催状況。8ページから9ページには、教育委員会関連の条例規則等の制定状況、主な計画等の策定状況。10ページには、教育委員会委員の主な活動状況、11ページには教育関係機関等の活動状況、12ページから18ページには、学校に対する指導・助言・指示等の状況、19ページには、町民に対する情報提供について掲載してございます。

また、20ページから23ページには、令和3年度教育関係予算の最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載してございます。

24ページからの第2部といたしましては、学校教育活動に係る反省・評価を掲載してございます。第2次大空町教育推進計画の実現を目指すための計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、施策項目の数字を掲載し、その関わりを示してございます。大空町教育推進方針は4つの基本目標について記載しており、括弧で示しております数字につきましては、5段階評価により町立の幼稚園1園、小学校2校、中学校2校、高校1校が実施いたしましたそれぞれの評価点の平均値を記載してございます。

32ページからの第3部といたしましては、社会教育活動に関わる反省・評価を掲載してございます。1つ目といたしましては、令和3年度大空町教育推進方針に係る反省評価でございますが、学校教育と同様、社会教育に係る部分における5つの基本目標ごとに、5段階評価により社会教育委員会での協議により出された評価点を記載してございます。38ページからについては、2つ目といたしまして、令和3年度社会教育推進計画に係る反省・評価でございます。社会教育事業を7つの領域を持って分類し、評価を行ってございます。

以上、報告書の概要を説明申し上げ、令和3年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和3年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第19 報告第9号

◇議 長 日程第19、報告第9号、令和3年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

松川町長から、お手元に配付しているとおり、令和3年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議会議案書9ページをお開き願います。報告第9号、令和3年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指

標を健全化の判断比率とし、また、公営企業の資金の状況を示す指標を資金不足比率として、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し公表するものでございます。

11ページにつきましては、9月1日付け町長から議長への報告でございます。

13ページをお開き願います。健全化判断比率についてご説明いたします。表の上段が比率の名称、下段が大空町の令和3年度決算に基づく比率、その下の括弧書きの数値につきましては、早期健全化の基準となる数値であります。

左から実質赤字比率につきましては、一般会計の収支が対象となり、赤字額が地方公共団体の標準的な収入額である標準財政規模に占める割合をあらわすもので、赤字の場合のみ算定されます。本町は黒字のため表示されておりません。早期健全化判断の基準につきましては、14.74%となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額、または資金不足額が標準財政規模に占める割合で、赤字の場合のみ算定されますが、各会計とも黒字のため表示されておりません。早期健全化の判断基準は19.74%となっております。

実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する地方債元利償還金や企業会計の地方債元利償還金に充てるための繰出金などが標準財政規模に占める割合を示すもので、3カ年の平均で算定されています。令和元年度から3年度までの3カ年平均で10.0%と、普通交付税の増などによりまして、前年度から0.5ポイント減少しております。早期健全化判断基準は25%となっております。

将来負担比率につきましては、一般会計の地方債残高や債務負担行為による歳出予定額など、将来に負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合をあらわすもので、基金など充当可能な財源が将来の負担額を上回っておりますため数値が表示されておりません。早期健全化の判断基準は350%となっております。

15ページをお開き願います。資金不足比率につきましては、企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合をあらわすもので、一般会計での赤字を意味するものでございます。本町で対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計となり、いずれの会計も資金不足を生じておりませんことから算定されておりません。なお、健全化基準は20%となっています。

17ページと19ページにつきましては、監査委員からの意見書となっておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、令和3年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による、令和3年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第9号、令和3年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関

する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、さらに同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は8月17日に松岡監査委員とともに実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。令和3年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。令和3年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較するといずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、令和3年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和3年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第20 報告第10号

◇議 長 日程第20、報告第10号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第10号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は令和4年5月分から令和4年7月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施しました時期は、5月分につきましては6月20日、6月分につきましては7月21日、7月につきましては8月17日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和4年第3回定例会にあたりまして、私から一言ご挨拶申し上げます。

9月も半ばになり、大空町の主幹産業であります農業では収穫の秋を迎え、バレイショやタマネギなどの農作物の収穫の最盛期となっており、今後、米、豆類、ビート、ナガイモなどが収穫されていくものと思います。ことしは昨年の干ばつと異なり、5月下旬から6月にかけて十分な降水もあったことから、バレイショやタマネギなどは昨年と比べ、随分サイズが大きくなったというふうに目にするといいところであります、天から降る雨のありがたさを実感するところでもあります。

さて、昨日、私が役場庁舎を退庁し家路に就く際、国道に差しかけたところで北側の空に稲妻が走りました。まだ雨すら降っていなかったところではありますが、間もなく大粒の雨が降り出し、家に到着する寸前、東側の恐らくそう遠くないところに雷が落ち、凄い轟音が響いたところでもあります。我が家では普通に電気が付いていたので気付かなかったところでもありますけども、教育文化会館での講演を観覧するために向かう途中、国道の信号や、コンビニエンスストア、さらには役場庁舎も含め、辺り一帯停電となっていたところでもあります。北海道電力によりますと女満別地区の約370戸が午後5時52分停電となり、午後7時7分に一部普及したエリアもありましたが、全域普及したのは午後7時31分で約1時間30分以上停電となったエリアがあったところです。ちょうど夕食の準備をする時間帯であり、町民の皆さんは大変ご不便されていたのではないかと察するところでもあります。

9月は台風が多く発生する時期であり、今朝も台風14号が発生したところでもあります。災害を未然に防ぐための情報収集や、災害に備えた準備をしっかりと行ってまいります。

今定例会における一般質問では、物価高騰に対するさまざまな支援のあり方、地域交通や道路歩道整備、除排雪、コロナ禍におけるイベント開催など多くのご質問をいただいたところでもあります。

どれをとっても大空町にとって、また、町民皆様の生活にとって大変重要な課題であると、そのように認識しております。一朝一夕に解決できるものではありませんけども、職員一丸となって取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます、また、今回の議会に対するお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

◇議 長 これで令和4年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 0時12分)